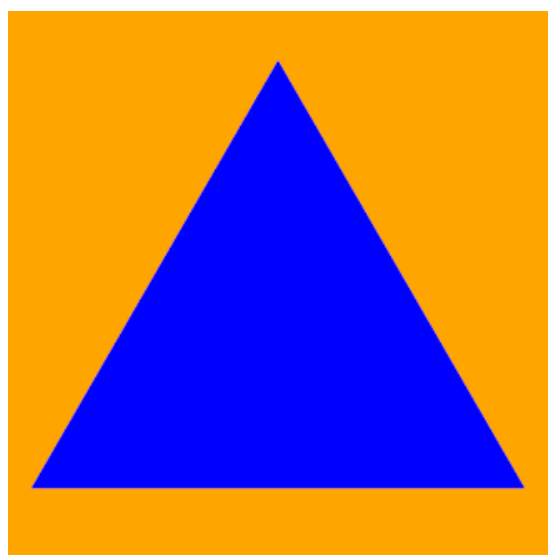


稲城市国民保護計画

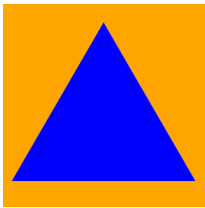


平成19年3月
(平成31年3月変更)



稲 城 市

稲城市国民保護計画



※ 表紙のマークは、国民保護措置を行う団体とその要員、建物及び物品の保護並びに避難所を識別するために使用するものです。ジュネーブ諸条約追加議定書I（1949年）で定められている国際的な標章です。

目 次

第1編	総 論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ及び構成等	1
1	市の責務及び稲城市国民保護計画の位置づけ	1
2	計画の構成	1
3	計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章	市の地理的特徴及び社会的特徴	9
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	11
1	武力攻撃事態	11
2	緊急処理事態	13
3	NBCを使用した攻撃	14
4	緊急処理事態への対処	14
第2編	平素からの備え	16
第1章	組織・体制の整備等	16
第1	市における組織・体制の整備	16
1	市の各部等における平素の業務	16
2	市職員の参集基準等	18
3	消防機関の体制	20
4	国民の権利・利益の救済に係る手続等	21
第2	関係機関との連携体制の整備	21
1	基本的考え方	21
2	都との連携	21
3	近隣市等との連携	22
4	指定公共機関等との連携	22
5	自主防災組織等に対する支援	23
第3	通信の確保	23
第4	情報収集・提供等の体制整備	24
1	基本的考え方	24
2	警報等の伝達に必要な準備	25
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	26
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	28
第5	特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備	30
第6	研修及び訓練	31
1	研修	31
2	訓練	31
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	33
1	避難に関する基本的事項	33
2	避難実施要領のパターンの作成	34
3	救援に関する基本的事項	34

4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	35
5	避難施設の指定への協力	36
6	生活関連等施設の把握等	36
第3章	物資及び資材の備蓄・整備	38
1	市における備蓄	38
2	市が管理する施設及び設備の整備・点検等	38
第4章	国民保護に関する啓発	40
1	国民保護措置に関する啓発	40
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	40
3	赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発	41
第3編	武力攻撃事態等への対処	42
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	42
1	事態認定前における危機管理対策本部の設置及び初動措置	42
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	43
第2章	市国民保護対策本部の設置等	44
1	市国民保護対策本部（市保護本部）の設置	44
2	通信の確保	50
3	特殊標章等の交付及び管理	50
第3章	関係機関相互の連携	52
1	国・都の対策本部との連携	52
2	都知事、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長等への措置要請等	52
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	53
4	他の市区町村長等に対する応援の要求、事務の委託	53
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	53
6	市の行う応援等	54
7	自主防災組織等に対する支援等	54
8	住民への協力要請	55
第4章	国民の権利・利益の救済に係る手続き	56
第5章	警報及び避難の指示等	57
第1	警報の伝達等	57
1	警報の内容の伝達・通知	57
2	警報の内容の伝達方法	58
3	緊急通報の伝達・通知	59
第2	避難住民の誘導等	60
1	避難の指示の伝達	60
2	避難実施要領の策定	60
3	避難住民の誘導	62
4	想定される避難の形態と市による誘導	65
第6章	他道府県の避難住民の受入れ	71
1	基本的考え方	71
2	事態への対処	71
第7章	救援	73
1	救援の実施	73

2	関係機関との連携	73
3	救援の程度及び方法の基準	73
4	救援の内容	74
第8章	安否情報の収集・提供	78
1	安否情報の収集	78
2	都に対する報告	79
3	安否情報の照会に対する回答	79
4	日本赤十字社に対する協力	80
第9章	武力攻撃災害への対処	81
第1	武力攻撃災害への対処	81
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	81
2	武力攻撃災害の兆候の通報	81
第2	応急措置等	81
1	退避の指示	82
2	警戒区域の設定	85
3	応急公用負担等	85
4	消防に関する措置等	86
第3	生活関連等施設における災害への対処等	87
1	生活関連等施設の安全確保	87
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	88
第4	NBC攻撃による災害への対処等	88
第10章	被災情報の収集・報告	91
第11章	保健衛生の確保その他の措置	93
1	保健衛生の確保	93
2	廃棄物の処理	93
第12章	国民生活の安定に関する措置	95
1	生活関連物資等の価格安定	95
2	避難住民等の生活安定等	95
3	生活基盤等の確保	95
第4編	復旧等	96
第1章	応急の復旧	96
1	基本的考え方	96
2	公共施設の応急の復旧	96
第2章	武力攻撃災害の復旧	97
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	98
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	98
2	損失補償及び損害補償	98
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	98
第5編	大規模なテロ等（緊急対処事態）への対処	99
1	緊急対処事態	99
2	想定される事態類型	99
3	共通する特徴	99

	4	市緊急対処事態対策本部設置指定前における事案発生への対処	99
第1章		初動対応力の強化	100
	1	危機管理体制の強化	100
	2	対処マニュアルの整備	100
	3	発生現場における連携協力のための体制づくり	101
	4	不特定多数の人々への情報伝達手段の確保	101
	5	装備・資材の備蓄	101
	6	訓練等の実施	101
	7	住民・昼間市民への啓発	101
第2章		平時における警戒	103
	1	危機情報等の把握・活用	103
	2	危機情報等の共有	103
	3	警戒対応	103
第3章		発生時の対処	104
	1	市緊急対処事態対策本部（市緊急本部）の設置指定が行われている場合	104
	2	市緊急対処事態対策本部（市緊急本部）の設置指定が行われていない場合	104
	3	市災害対策本部等による対応	104
	4	市緊急対処事態対策本部（市緊急本部）への移行	106
第4章		大規模テロ等の類型に応じた対処	107
	1	危険物質を有する施設への攻撃	107
	2	大規模集客施設等への攻撃	107
	3	大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）	108
	4	大量殺傷物質による攻撃（生物剤）	109
	5	大量殺傷物質による攻撃（化学剤）	110
	6	交通機関を破壊手段とした攻撃	110

資料編

資料	1	稲城市国民保護協議会委員名簿	113
資料	2	稲城市国民保護協議会条例	114
資料	3	稲城市国民保護対策本部及び稲城市緊急対処事態対策本部条例	115
資料	4	稲城市国民保護対策本部及び稲城市緊急対処事態対策本部条例施行 規程	116
資料	5	稲城市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	119
資料	6	動物の保護等に関する通知	122
資料	7	救援の程度及び方法の基準（内閣府）	124
資料	8	安否情報省令	127
資料	9	公用令書等の様式	135
資料	10	火災・災害等即報要領	137

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ及び構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び稲城市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び東京都の国民の保護に関する計画（以下「都国民保護計画」という。）を踏まえ、稲城市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置付け

市は、その責務に鑑み、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備え
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 大規模なテロ等（緊急対処事態）への対処
- 資料編

3 計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、稲城市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問のうえ、東京都知事（以下「都知事」という。）に協議し、稲城市議会に報告し、公表とする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び都知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利・利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、都、近隣市区町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全

第1編 総論

第2章 国民保護措置に関する基本方針

の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

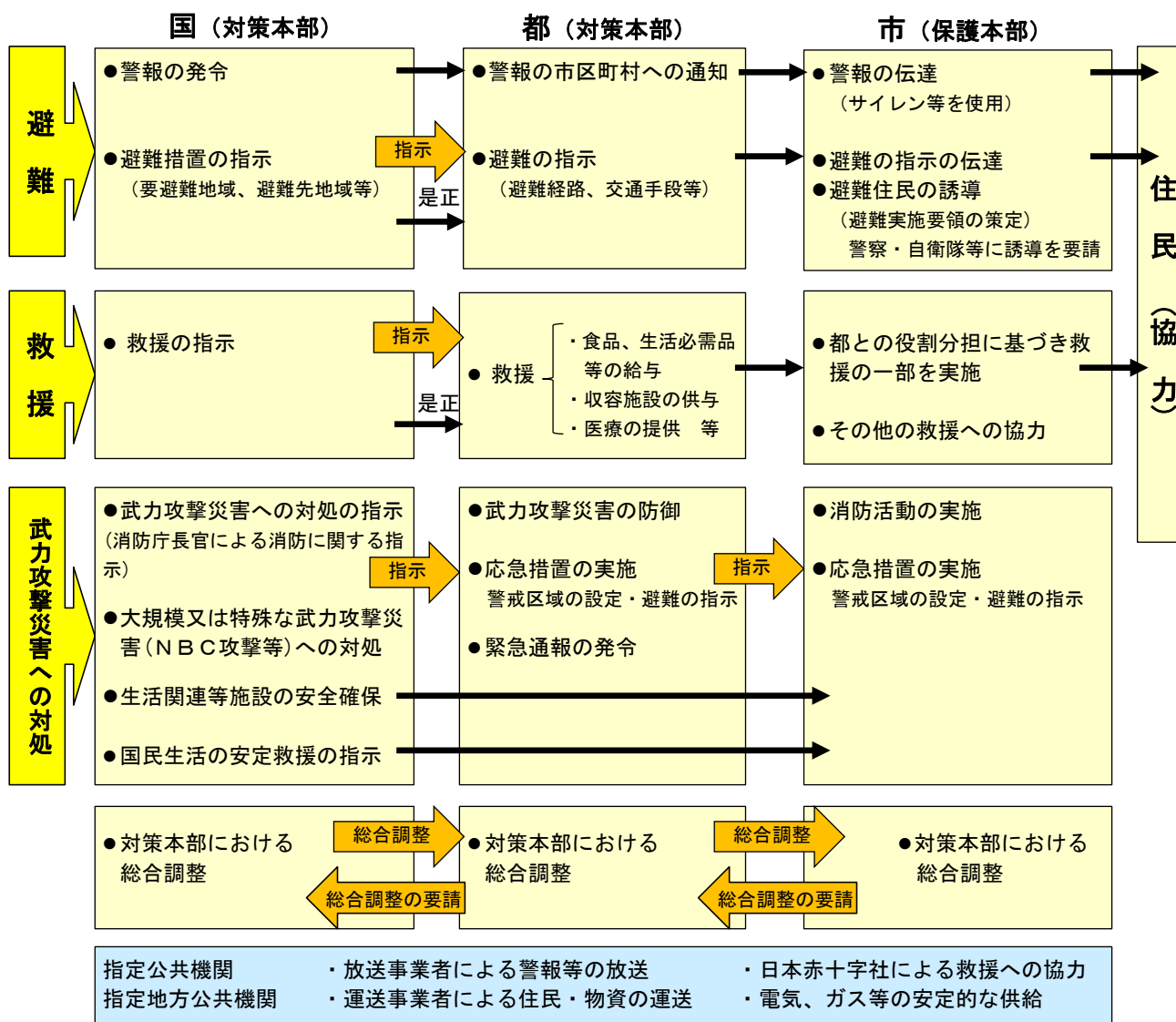
市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり、関係機関との円滑な連携を確保できるよう国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

《国民保護措置の全体の仕組み》

国民保護に関する業務の全体像



国、都、市、指定（地方）公共機関等が相互に連携

第1編 総論

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

○市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
稲城市	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置・運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備及び訓練 5 警報の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○都の事務（都国民保護計画より）

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京都	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○指定地方行政機関（都国民保護計画より）

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成

関東財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
東京税関	輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
東京労働局	被災者の雇用対策
関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
関東地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
北関東防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

第1編 総論

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

○自衛隊（都国民保護計画より）

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等（避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、応急復旧など）

○指定公共機関・指定地方公共機関（都国民保護計画より）

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話及びその他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
水道事業者、水道用水供給事業者、工業用水道事業者	水の安定的な供給
日本郵便株式会社	郵便の確保
一般信書便事業者	信書便の確保
病院その他の医療機関	医療の確保
河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 赤十字救援物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の供給 5 その他の救援
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に係る広報 6 海外中央銀行等との連絡・調整

第4章 市の地理的特徴及び社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

本市は、東京都心から南西に25kmの多摩川右岸に位置し、東と南は神奈川県川崎市、北は多摩川を隔てて府中市、調布市、西は多摩市に接し、面積17.97平方kmで多摩川を一辺とするほぼ三角形の地形をなしている。

地形の特徴としては、南側に多摩川と並行して標高約80mの多摩丘陵があり、この丘陵地から多摩川にかけては平坦な市街地を形成している。

市の中央部を西から東へ三沢川が流れ、大丸地区には、西から東へ谷戸川が流れ多摩川に流入している。

市の南側の平尾地区は、西から東に流れる麻生川の谷戸に開けた地形となっており、川崎市麻生区の小田急電鉄多摩線沿線地区の一部と市街地が一体的に形成されている。

北西部の丘陵地は、多摩ニュータウンとして開発された市街地を形成して多摩市へ続いている。

(2) 気候

市の気候は、内陸部の温帯気候で、夏の最高気温は38.9度に達する高温多湿、冬の最低気温は-6.2度に達する寒冷少雨で、年平均気温は、15.4度になっている。

降水量は、梅雨期や台風及び秋雨の時期に、近年都市部に見られる局地的な集中豪雨の兆候も現れている。

年間降雨量は、平均的に1,500ミリ前後となっているが、平成26年は1,790ミリ余りを記録している。

(3) 人口分布

人口は、90,000人（平成30年4月）を超え、多摩ニュータウン地区である向陽台地区、長峰地区、若葉台地区に市内全体の約3割が居住し、既成市街地を形成する矢野口地区、押立地区、東長沼地区、大丸地区、百村地区、坂浜地区、平尾地区には約7割の市民が居住している。本市は、人口増加率の高い市であり、平成27年10月1日時点での人口増加率は、都内市部中第1位（統計いなぎ（平成29年度版））である。

(4) 道路の位置等

道路は、市のほぼ中央部を東西に川崎街道と鶴川街道が横断している。

多摩市方面から広域幹線道路である南多摩尾根幹線道路が、多摩ニュータウンから多摩川原橋を経由し、調布方面へ向かう新たな道路として平成18年4月に開通している。

また、川崎街道と鶴川街道を横断する稲城大橋は、稲城インターチェンジを経由して都心方面に向かう中央高速道路へのアクセスポイントとなっている。

(5) 鉄道の位置等

市内の鉄道は、JR南武線が川崎駅から立川駅まで多摩川に並行して走り、高架化された矢野口駅、稲城長沼駅、南多摩駅の3駅がある。

一方、市の南側丘陵地と並行するように、調布駅から橋本駅まで連絡する京王相模原線が走っており、京王よみうりランド駅、稲城駅、若葉台駅（駅舎住所は、川崎市麻生区となっている。）の3駅がある。

また、JR武蔵野線の貨物専用列車が府中本町駅から川崎方面へ市内を地下トンネル（向陽台、百村地区は一部地上）により通過している。

(6) 米軍施設等

市内に、米空軍第374空輸航空団管理の施設として、大丸地内から多摩市にかけて、多摩サービス補助施設がある。

この施設は、面積1,957,182㎡の国有地で、一帯が丘陵地となっており、ゴルフ場、キャンプ場、ソフトボールグラウンド、乗馬クラブ等のスポーツ及びレクリエーション施設と付随するクラブハウス等の施設からなり、米軍関係者の利用に供されている。

(7) 消防

本市は、多摩地域30市町村で唯一、消防事務を独自に執行しており、稲城市消防本部・稲城消防署及び上平尾消防出張所で構成し市内全域を管轄している。

また、消防団は、本部及び第一～第八分団で構成されている。

なお、東京消防庁とは消防相互応援協定を締結している。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態4類型及び緊急処理事態4類型を対象とする。また、それぞれの類型において、NBC兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

* N：核（物質） Nuclear B：生物剤 Biological C：化学剤 Chemical

1 武力攻撃事態

武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

事態類型	特 徴
<p>1 着上陸侵攻</p> <ul style="list-style-type: none"> 多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、わが国の国土を占領する攻撃 	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 <p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> 攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。
<p>2 ゲリラや特殊部隊による攻撃</p> <ul style="list-style-type: none"> 比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗 	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> 少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。 <p>《被害の範囲・期間》</p>

<p>殺等を実施する攻撃</p>	<p>○ 被害の範囲は、比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 《事態の予測・察知》</p> <p>○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。</p>
<p>3 弾道ミサイル攻撃</p> <p>・ 弾道ミサイルを使用してわが国を直接打撃する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <p>○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 《想定される主な被害》</p> <p>○ 通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は極限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。 《被害の範囲・期間》</p> <p>○ 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。 《事態の予測・察知》</p> <p>○ 発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。</p>
<p>4 航空攻撃</p> <p>・ 爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <p>○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを目的とすれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 《想定される主な被害》</p> <p>○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 《被害の範囲・期間》</p> <p>○ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われるとも考えられる。 《事態の予測・察知》</p> <p>○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べてその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p>

2 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

事態類型	特 徴
1 危険物質を有する施設への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。（都内には原子力事業所等は存在しない。） ○ 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 ○ 危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 ○ ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害（水害）は多大なものとなる。
2 大規模集客施設等への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模集客設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設など）や列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
3 大量殺傷物質による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次頁の「NBCを使用した攻撃」と同様の被害を発生させる。
4 交通機関を破壊手段としたテロ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。 ○ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。

3 NBCを使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、NBC攻撃（核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。）が行われることも考慮する。

種 別	特 徴
■ 核兵器等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。 ○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 ○ 放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。 ○ 原因となる放射性物質や放射線種の特特定が困難である。
■ 生物兵器等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人に知られることなく散布することが可能である。 ○ 生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生するおそれがある。 ○ 生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等があげられている。
■ 化学兵器等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。 ○ 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。 ○ 地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地をほうように広がる。 ○ 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 ○ 化学兵器としては、一般的に、サリン、VXガス、マスタードガス、イペリット等があげられている。

4 緊急対処事態への対処

本計画における「武力攻撃事態等」には、緊急対処事態を含むため、「緊急対処事態」の場合は、次表のように読み替えるものとする。

武力攻撃事態の場合	緊急対処事態の場合
対処基本方針	緊急対処事態対処方針
国民保護措置	緊急対処保護措置
国民保護対策本部	緊急対処事態対策本部
国民保護対策本部長	緊急対処事態対策本部長

なお、次の規定については、緊急対処事態においては準用されない。

- ・ 武力攻撃事態等対策本部長の総合調整の権限に関する規定
- ・ 内閣総理大臣の指示・代執行権に関する規定
- ・ 国際人道法に関する規定
- ・ 赤十字標章等、特殊標章等に関する規定
- ・ 生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織・体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部の平素の業務及び職員の参集基準等について定める。

1 市の各部等における平素の業務

市の各部等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各部等における平素の業務】

部名	平素の業務
消防本部	<ul style="list-style-type: none">・国民保護協議会の運営に関する事・市国民保護計画の見直し・変更に関する事・非常通信体制の整備に関する事・特殊標章等の交付・許可に関する事・指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等との連携体制の整備に関する事・警報の通知、避難の指示、緊急通報に係る整備に関する事・避難施設の指定に関する事・消防活動体制の整備に関する事・情報収集・提供体制の整備に関する事・消防団に関する事・装備・資機材の整備に関する事・生活関連等施設、危険物質等（消防法に関するものに限る。）取扱所の安全化対策に関する事・事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関する事・市民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関する事
総務部	<ul style="list-style-type: none">・国民保護に関する総合調整に関する事・職員の参集基準の整備に関する事・初動体制の整備に関する事・危機情報等の収集・分析に関する事・被災情報の収集・提供体制の整備に関する事・研修、訓練に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎等における警戒等の予防対策に関すること ・車両の調達に関すること ・緊急通行車両確認標章に関すること ・報道機関との連絡に関すること ・国民保護に関する広報及び公聴に関すること ・応急給水に関すること ・国民保護に係るボランティア等の支援に係る総合調整に関すること ・米軍施設等との情報連絡及び調整に関すること ・その他各部等に属さない武力攻撃事態に関すること
企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること ・市民の権利利益の救済に係る手続きの整備に関すること ・被災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関すること
市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物（し尿を含む）の処理に関すること ・遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること ・安否情報の収集・提供体制の整備に関すること ・在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整に関すること
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・医療及び防疫に関すること ・高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の救護、安全確保及び支援に関すること ・救援物資の受理、保管及び配分に関すること ・義援金の受領及び配分に関すること ・避難所の設営に関すること
都市建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁の保全に関すること ・道路等における障害物の除去に関すること ・公園の保全に関すること ・下水道施設の警戒等の予防対策に関すること ・建築物等の防災に関すること ・応急仮設住宅等の確保及び応急修理に関すること
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・文教施設の警戒等の予防対策に関すること ・被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること ・児童及び生徒の安全確保に関すること ・避難所の設営に関すること ・文化財の保護に関すること
市立病院	<ul style="list-style-type: none"> ・市立病院の医療救護体制の整備に関すること ・市立病院施設の警戒等の予防対策に関すること
議会事務局 選挙管理委員会 監査事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・他部に対する応援のための体制整備に関すること
会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・現金及び物品の出納及び保管に関すること

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確保

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部との連携を図りつつ、市長及び国民保護関係担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次に示す体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定無	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①情報連絡会体制
	全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合		②市危機管理対策本部体制
	原因不明の事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害 ^(*) に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合		④市災害対策本部体制
事態認定有	市に国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①情報連絡会体制
		全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	②市危機管理対策本部体制
	市に国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③市国民保護対策本部体制

【体制の設置・統括者】

体制	設置（招集）者	総括
①情報連絡会体制	総務部長	市長
②市危機管理対策本部体制	市長	本部長（市長）

^(*) 災害対策基本法第2条第1号後段「その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」に該当。

③市国民保護対策本部体制	市長	本部長（市長）
④市災害対策本部体制	市長	本部長（市長）

【職員参集基準】

体制	参集を要する職員
①情報連絡会体制	各部長、事態・事案関係課職員
②市危機管理対策本部体制	各部長、事態・事案関係課職員
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員
④市災害対策本部体制	

※1 ①、②で必要となる職員は、市長の指示又は自体、事案の状況により各部等で判断する。

※2 各部長は、あらかじめ事態、事案の状況により参集すべき職員及び措置すべき要領を定め、所属職員に周知徹底する。

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員等は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員等が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市国民保護対策本部長（以下、「市保護本部長」という。）等の代替職員については、以下のとおりとする。

【市保護本部長等の代替職員】

名称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
本部長（市長）	副市長	教育長	総務部長
副本部長（副市長・教育長）	総務部長	企画部長	消防長

(6) 本部の代替機能の確保

市は、市国民保護対策本部（以下、「市保護本部」という。）が被災した場合等、市保護本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市保護本部を設置する予備施設を次のとおり指定することとし、予備施設に市保護本部を設置する場合は、市長が被災状況に応じて設置施設を指定する。

【市保護本部の代替施設】

名称	所在地
地域振興プラザ	稲城市東長沼2 1 1 2 - 1

第2編 平素からの備え
第1章 組織・体制の整備等

中央文化センター	稲城市東長沼2 1 1 1
中央図書館	稲城市向陽台4-6-1 8
城山体験学習館	稲城市向陽台4-6-1 8

また、市外への避難が必要で、市内に市保護本部を設置することができない場合は、都と協議を行う。

(7) 職員の所掌事務

市は、(3)①～④の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(8) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市保護本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ・ 交代要員の確保その他職員の配置
- ・ 食料、燃料等の備蓄
- ・ 自家発電設備の確保
- ・ 仮眠設備等の確保等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部における体制

消防本部は、事態に応じて迅速に初動体制を確保できるように、必要な体制整備を行う。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

- 市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、都と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供及び施設整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。
- 市は、都と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。
- 市は、消防団員の参集基準を定める。

【稲城市消防団参集基準】

消防団参集基準	参集者及び参集要領
①情報連絡会体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団長及び副団長は、市の連絡に基づき、消防団本部に参集する。 ・ 消防団長は、市と調整の上、必要と認めた場合は分団を指定して参集を指示する。
②市危機管理対策本部体制	
③市国民保護対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分団長以下の全消防団員は、各分団に参集する。
④市災害対策本部体制	

4 国民の権利・利益の救済に係る手続等

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利・利益の救済に係る手続を迅速に処理する。（※ 第3編第4章参照）

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、都、他の市区町村、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、都、近隣市、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

(4) 米軍との連携

市は、「稲城市消防本部と米軍第374空輸団との消防相互応援協定」に基づく情報連絡体制による情報提供や情報共有に努め連携体制の確保を図る。

2 都との連携

(1) 都の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき都の連絡先及び担当部署（担当局等名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、都と必要な連携を図る。

(2) 都との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、都との間で緊密な情報の共有を図る。

第2編 平素からの備え
第1章 組織・体制の整備等

(3) 市国民保護計画の都への協議

市は、都との国民保護計画の協議を通じて、都の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 市と都の役割分担

市は、救援や備蓄、安否情報の収集・提供などの措置について、稲城市地域防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、役割分担を明らかにするものとする。

(5) 警察との連携

市長は、避難住民の誘導が円滑に行えるよう、また自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警視庁（警察署）と必要な連携を図る。

3 近隣市等との連携

(1) 近隣市等との連携

市は、近隣市区町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防除、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における相互間の連携を図る。

(2) 事務の一部委託のための準備

市は、武力攻撃事態において、国民保護措置実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を想定し、近隣市と平素から意見交換を行う。

(3) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、東京消防庁や川崎市消防局との応援体制による連携を図る。また、NBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況に関する情報を共有する。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、市の区域を所管する指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握する。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるように、都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター及び医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

(4) 事業所等との連携

市は、都及び関係機関と協力し、市内の事業所における武力攻撃事態等の観点を交えた防災対策への取組みに支援を行うよう努めるとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 自主防災組織等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、都と連携し、自主防災組織等が行う消火、救助及び救援等のための活動環境の整備を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びその他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

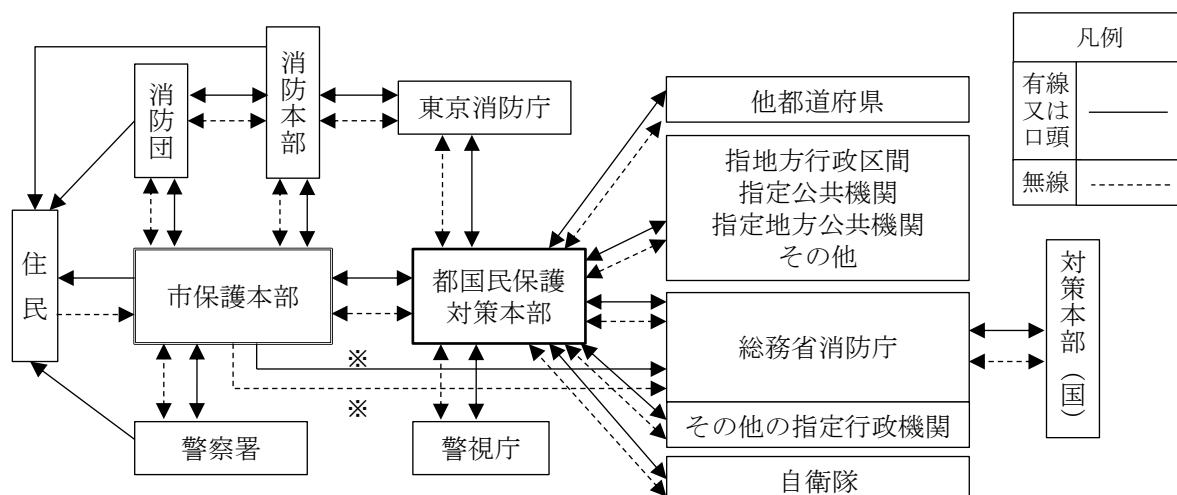
(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、都国民保護計画における通信連絡システムを踏まえ、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

《通信連絡系統図》



※武力攻撃災害等の状況により都対策本部に報告できない場合

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知・伝達、被災情報の収集・報告及び安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（Jアラート）等を活用して、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報及びその他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・整備	非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。

	<p>都と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</p> <p>武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</p>
運用面	<p>夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</p> <p>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</p> <p>通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</p> <p>無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</p> <p>電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</p> <p>担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</p> <p>住民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</p>

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

- 市は、都知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者及び外国人等に対する伝達に配慮する。
- 市長は、職員や消防団を指揮し、あるいは自主防災組織及び自治会等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう体制の整備に努める。

第2編 平素からの備え
第1章 組織・体制の整備等

- 警報の内容の伝達にあたっては、広報車の使用、消防団及び自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。
- (2) 防災行政無線等の充実
市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系、その他の防災行政無線等の充実を図る。
- (3) 警察との連携
市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警視庁（警察署）との協力体制を構築する。
- (4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知
国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。
- (5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備
 - 市は、警報の内容の伝達を行うこととなる市内に所在する多数の者が利用又は居住する施設について、都との役割分担も考慮して定める。
また、市は、各々の施設の管理者等の連絡先の把握、情報伝達体制を整備する。
 - 市は、都等の関係機関の協力を得て、大規模集客施設の管理者等に対して、突発的なテロ等が発生した場合における当該施設内の人々への情報提供（館内放送等）や避難誘導體制の整備等を指導・助言する。
- (6) 民間事業者の協力
市は、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、都と連携して、各種の取組みを推進する。
その際、事業者の先進的な取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

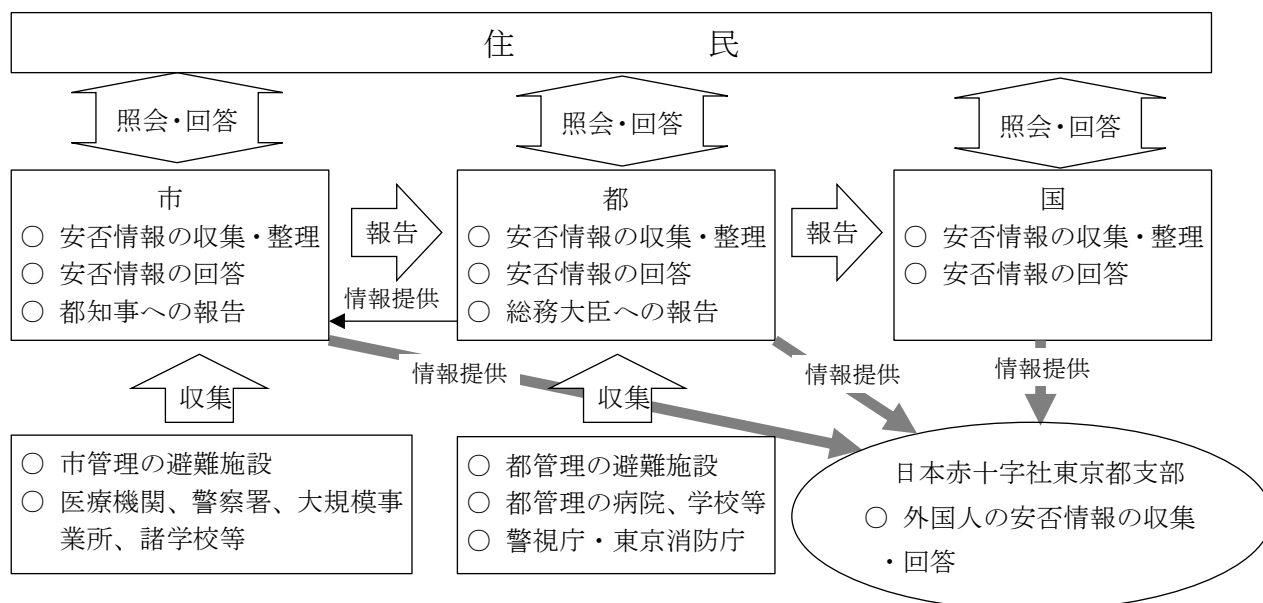
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

- (1) 安否情報収集のための体制整備
 - 市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集・整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行う。
また、都と安否情報の収集・回答部署及び責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。
 - 市は、安否情報の収集、報告及び提供を行うため、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（安否情報システム）」を活用する。

【収集・報告すべき情報】

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
- ① 氏名
 - ② フリガナ
 - ③ 出生の年月日
 - ④ 男女の別
 - ⑤ 住所（郵便番号を含む）
 - ⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
 - ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
 - ⑧ 負傷（疾病）の該当
 - ⑨ 負傷又は疾病の状況
 - ⑩ 現在の居所
 - ⑪ 連絡先その他必要情報
 - ⑫ 親族・同居者への回答の希望
 - ⑬ 知人への回答の希望
 - ⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表の同意
- 2 死亡した住民（上記①～⑦に加えて）
- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑨ 遺体が安置されている場所
 - ⑩ 連絡先その他必要情報
 - ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答

《安否情報の収集・提供の概要》



(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、以下の都との役割分担により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、大規模事業所、諸学校等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

- 安否情報の収集は、住民に関する情報を有する市が行うことを基本とし、都は、都の施設等からの収集など補完的に対応
 - ・市 …………… 市管理の避難施設、市の施設（学校等）、区域内の医療機関、警察署、大規模事業所、諸学校等
 - ・都 …………… 都管理の避難施設、都の施設（病院・学校等）、警視庁、東京消防庁等

(3) 住民等への周知

市は、避難時に氏名や身分を確認できるもの（運転免許証、パスポート、写真入りの社員証等）を携行するよう、都と連携して、住民等に周知する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

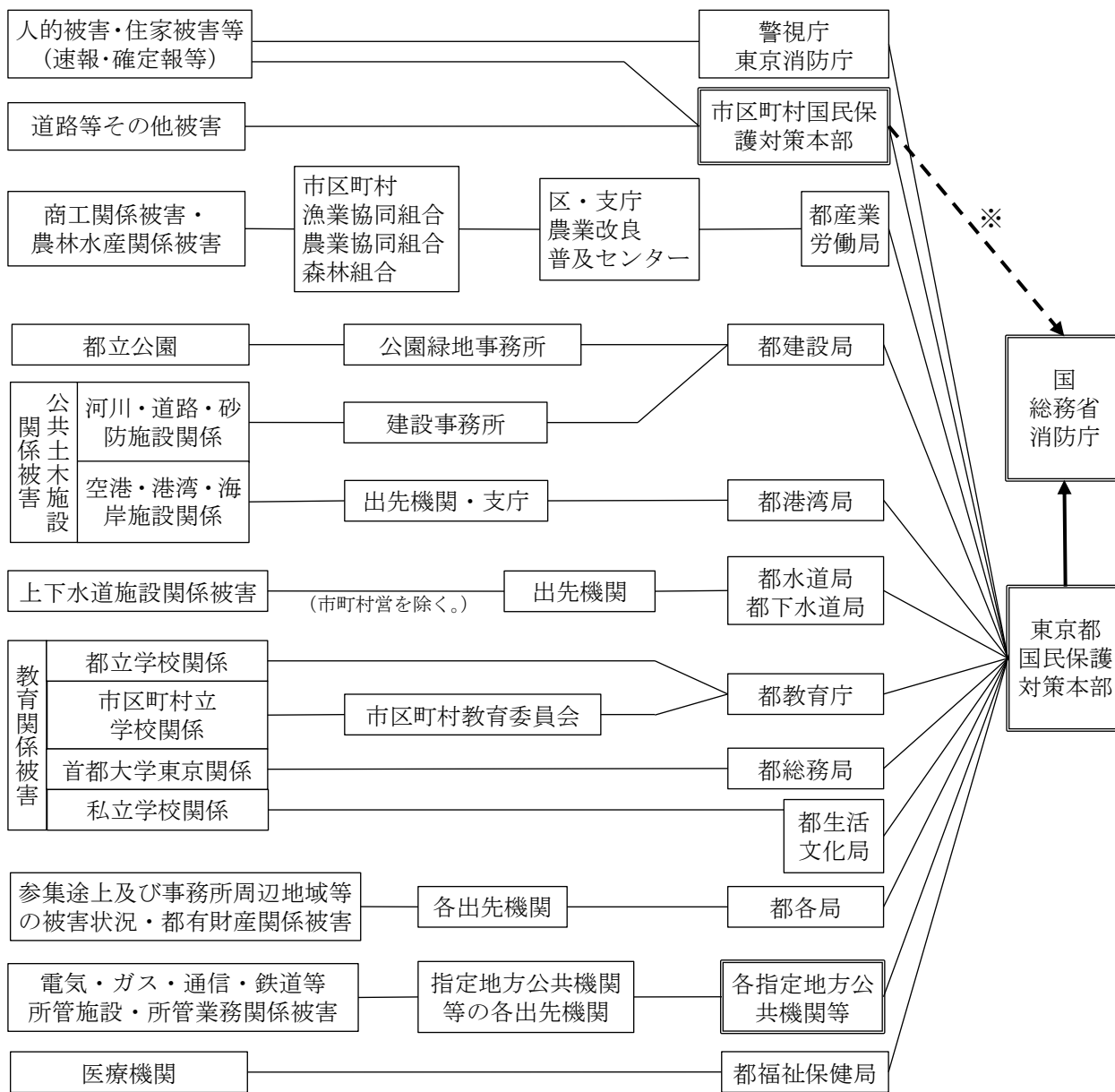
(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び都知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、都における被災情報の収集・報告系統を踏まえ、必要な体制の整備を図る。

【収集・報告すべき情報】

- 1 武力攻撃災害の発生日時・場所
- 2 発生した武力攻撃災害の概要
- 3 人的・物的被害状況
 - ① 死者、行方不明者、負傷者
 - ② 住宅被害
 - ③ その他必要な事項
- 4 可能な場合、死者の死亡年月日、性別、年齢、概況

《都の被災情報の収集・報告経路》



※災害の状況により都対策本部に報告できない場合

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を実施する。

第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備

市は、武力攻撃事態において、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付することとなる（*）。このため、これら標章等の交付等に係る体制の整備のために必要な事項を、以下のとおり定める。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

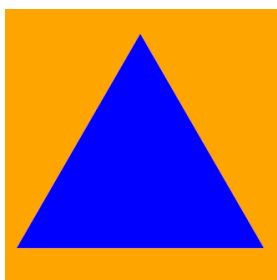
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



（オレンジ色地に青の正三角形）

表面	裏面															
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="font-size: 8px;"> (この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余地) 身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel </div> </div> <p>氏名/Name -----</p> <p>生年月日/Date of birth -----</p> <p style="font-size: 8px;">この証明書の所持者は、次の章節において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>交付年の年月日/Date of issue ----- 証明番号/No. of card ----- <small>許可権者の署名/Signature of issuing authority</small></p> <p>有効期限の満了日/Date of expiry -----</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">身長/Height -----</td> <td style="width: 33%;">目の色/Eyes -----</td> <td style="width: 33%;">髪の色/Hair -----</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="font-size: 8px;">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 住所/Address/Res. ----- ----- ----- </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> 所持者の写真 PHOTO OF HOLDER </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">印鑑/Stamp</td> <td colspan="2" style="width: 50%;">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table>	身長/Height -----	目の色/Eyes -----	髪の色/Hair -----	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:			住所/Address/Res. ----- ----- -----			所持者の写真 PHOTO OF HOLDER			印鑑/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
身長/Height -----	目の色/Eyes -----	髪の色/Hair -----														
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:																
住所/Address/Res. ----- ----- -----																
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER																
印鑑/Stamp	所持者の署名/Signature of holder															

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

(2) 交付要綱の作成

市は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日付閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成する。

（*）【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(3) 特殊標章等の作成・管理

市は、特殊標章等の交付要綱に基づき、必要となる特殊標章等を作成し、必要に応じて迅速に交付できるよう適切に管理する。

(資料 5)

第6 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所及び東京都市町村職員研修所等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国及び都等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、都と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、都、自衛隊、警視庁及び東京消防庁の職員、学識経験者、危機管理の研究者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、隣接市、都及び国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想

第2編 平素からの備え
第1章 組織・体制の整備等

定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練及び状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市保護本部を迅速に設置するための職員参集訓練及び市保護本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災対策で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会や管理組合及び自主防災組織等への協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者及びその他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会、管理組合及び自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期や場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、都と協力し、大規模集客施設（大規模な商業施設等）、学校、病院、駅及び大規模集合住宅やその他多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を要請する。
- ⑥ 市は、警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

(4) 訓練結果の計画への反映

訓練の結果については、参加者等から意見を聴取するなど客観的な評価を行い、教訓や課題を明らかにした上で、国民保護計画の見直しやマニュアル等の整備に反映させる。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

市は、避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を、都と連携して準備する。

【市において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
(人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト
(避難経路として想定される都道、市道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
(鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力、鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
(避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(備蓄物資の所在地、数量、市内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
(避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、都、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 自治会、管理組合及び自主防災組織等の連絡先等一覧
(代表者及びその代理の者の連絡先等)
- 避難行動要支援者名簿
(武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、災害時と同様、高齢者及び障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であり、「避難行動要支援者支援計画」に基づき、避難に支援が必要な方の情報が記載された「避難行動要支援者登録名簿」を作成・更新し、稲城市避難行動要支援者市民相互支援ネットワーク連絡会において関係行政機関や地域団体等と情報を共有する。)

(2) 隣接する市との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 要配慮者等への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、要配慮者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした「要配慮者対策班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者の協力

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から都と連携し、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力関係の構築に努める。特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合における受入等について、都と連携し、その協力の確保に努める。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合などにおいては、事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所等における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 大規模集客施設との連携

市は、平素から都と連携して、大規模集客施設等にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、情報伝達体制の確立など施設管理者等との連携に努める。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、都による支援を受け、関係機関（警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成した「避難実施要領のパターン」作成の手引き（平成23年11月）を参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、要配慮者等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 都との調整

市は、市の行う救援について、市地域防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、その役割分担を明らかにする。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、都と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

(3) 救援センター運営の準備

市は、市が運営する避難所のうち、救援の総合窓口となる「救援センター」を設置するために必要な準備を行う。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、都と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の輸送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、都が保有する本市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車輛等（鉄道、定期・路線バス等）の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
 - ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）

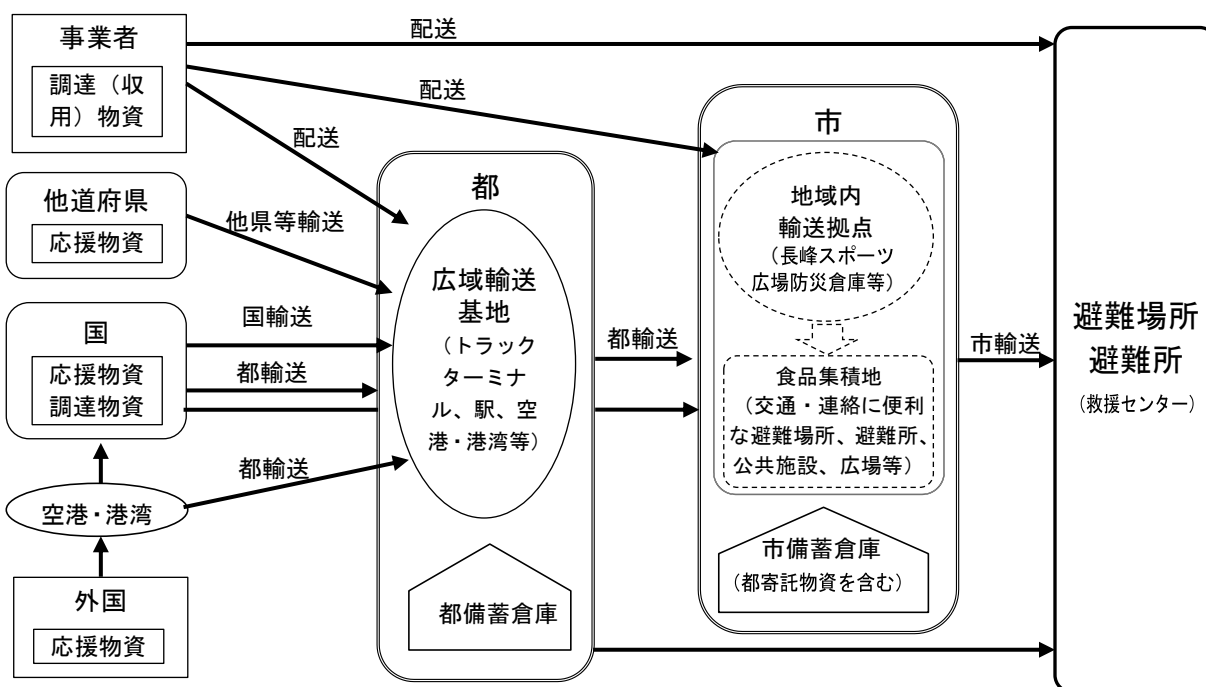
(2) 輸送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の輸送を円滑に行うため、都が保有する市の区域に係る輸送経路の情報を共有する。

(3) 緊急物資等の輸送体制の把握・整備

市は、都等からの緊急物資等の配送を受けるための拠点等の設定、各避難所等への輸送など、緊急物資等の輸送体制を把握し、整備する。

《緊急物資等の配送の概要》



5 避難施設の指定への協力

市は、都が行う避難施設の指定に際しては、以下の区分に応じて施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど都に協力する。

【避難施設の区分】（都国民保護計画から引用）

区 分	用 途	施 設（例示）
避 難 所	○ 避難住民が避難生活をする場所、又は避難の指示・退避の指示などの際に一時的に避難する場所	・小、中、高等学校 ・公民館・体育館 ・劇場・ホール ・コンベンション施設
二次避難所	○ 自宅、避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を一時的に受け入れ、保護する場所	・社会福祉施設等
避難場所	○ 特に、武力攻撃災害等により発生した大規模な火災等からの一時的に避難するオープンスペース	・河川敷等

市は、都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、都と共有するとともに、都と連携して、住民に対し、避難施設の場所や連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を提供する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、市内に所在する生活関連等施設について把握するとともに、都との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設・物資の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省

第2編 平素からの備え

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対応に関する平素からの備え

	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	10号	危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所	総務省消防庁
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒薬・劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、都の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄・整備

市が備蓄・整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

市は、国民保護措置の実施のため特に必要となる次のような物資及び資材^(*)については、都及び関係機関の整備の状況等も踏まえ、新たに備蓄・調達に努める。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具等

(3) 都及び他の市区町村との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、都と密接に連携して対応する。

武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市区町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備・点検等

(1) 施設及び設備の整備・点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(*) 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存とバックアップ体制の整備に努める。

第4章 国民保護に関する啓発

市は、武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体及び事業者等に対し、広報誌、パンフレット、テレビ及びインターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、要配慮者等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団、自主防災組織、自治会及び管理組合等の団体の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 緊急時における事業者の協力

市は、都と連携し、緊急時に事業所内に避難する住民の受入などの協力について、区域の事業者の理解を得るよう努める。

(4) 学校における教育

市教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神及びボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

- 市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務や不審物等が発見した場合の管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。
- 市は、パンフレット等を活用し、都と協力し、武力攻撃事態等において住民や事業者及び学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難誘導等について周知を図る。
また、市は、日本赤十字社、都などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発

市は、都及びその他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義や使用に当たっての濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて啓発に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市区町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

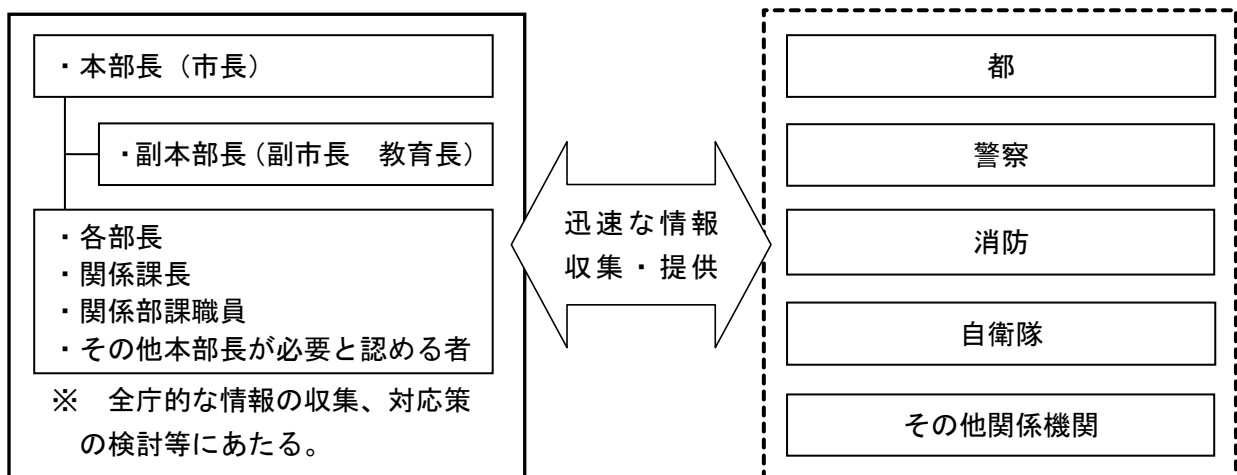
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に鑑み、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における危機管理対策本部の設置及び初動措置

(1) 危機管理対策本部等の設置

- ① 市長は、現場からの情報により事案の発生を把握した場合には、速やかに、都及び警察に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、市危機管理対策本部を設置する。

《市危機管理対策本部の構成等》



※ 住民からの通報、都からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員に報告するものとする。

- ② 市危機管理対策本部は、消防、警察、その他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、都、関係する指定公共機関及び指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、市危機管理対策本部を設置した旨について、都に連絡する。

この場合、市危機管理対策本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における各機関との通信を確保する。

- ③ 市は、市保護本部の設置指定前には、原因不明の事案が発生し、その被害の様相が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、市災害対策本部を設置し、国民保護措置に準じた措置を行う。

(2) 初動措置の確保

- ① 市は、市危機管理対策本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の警察、消防等の活動状況を踏まえ、必要により、市災害対策本部を設置し、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定及び救急・救助等の応急措置を行う。また、市長は、国及び都等から入手した情報を各関係機関へ提供する。
- ② 市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示や警戒区域の設定等や、消防法に基づき、消防吏員が行う火災警戒区域又は消防警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。
- ③ 政府による事態認定がなされ、市に対し、市保護本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市保護本部の設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、都や他の市区町村等に対し支援を要請する。

(4) 市保護本部への移行に要する調整

市危機管理対策本部等を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市保護本部を設置すべき指定通知があった場合は、直ちに市保護本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市危機管理対策本部等は廃止する。

その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から都を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に対して市保護本部を設置すべき指定通知がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、市危機管理対策本部又は市災害対策本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制、職員の参集体制、関係機関との通信・連絡体制及び生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう、必要に応じ全市的な体制を構築する。

第2章 市国民保護対策本部の設置等

市は、市保護本部の設置の指定があった場合、市保護本部を迅速に設置し、区域における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、市保護本部を設置する場合の手順や市保護本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市国民保護対策本部（市保護本部）の設置

(1) 市保護本部の設置の手順

市保護本部の設置は、次の手順により行う。

① 市保護本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を経由して市保護本部を設置すべき市の指定通知を受ける。

② 市長による市保護本部の設置

指定通知を受けた市長は、直ちに市保護本部を設置する。（※事前に市危機管理対策本部を設置していた場合は、市保護本部に切り替える。）

③ 本部員及び本部職員の参集

市保護本部担当者は、本部員及び本部職員等に対し、市保護本部に参集するよう連絡する。

④ 市保護本部の開設

市保護本部担当者は、消防庁舎講堂に市保護本部を開設するとともに、市保護本部に必要な各種通信システムの起動や資機材の配備等必要な準備を開始する。

市長は、市保護本部を設置したときは直ちに、市議会に市保護本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市保護本部は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市保護本部が被災した場合等、市保護本部を市庁舎内に設置できない場合は、市長が指定する予備施設に市保護本部を設置する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市保護本部を設置することができない場合には、都と市保護本部の設置について協議を行う。

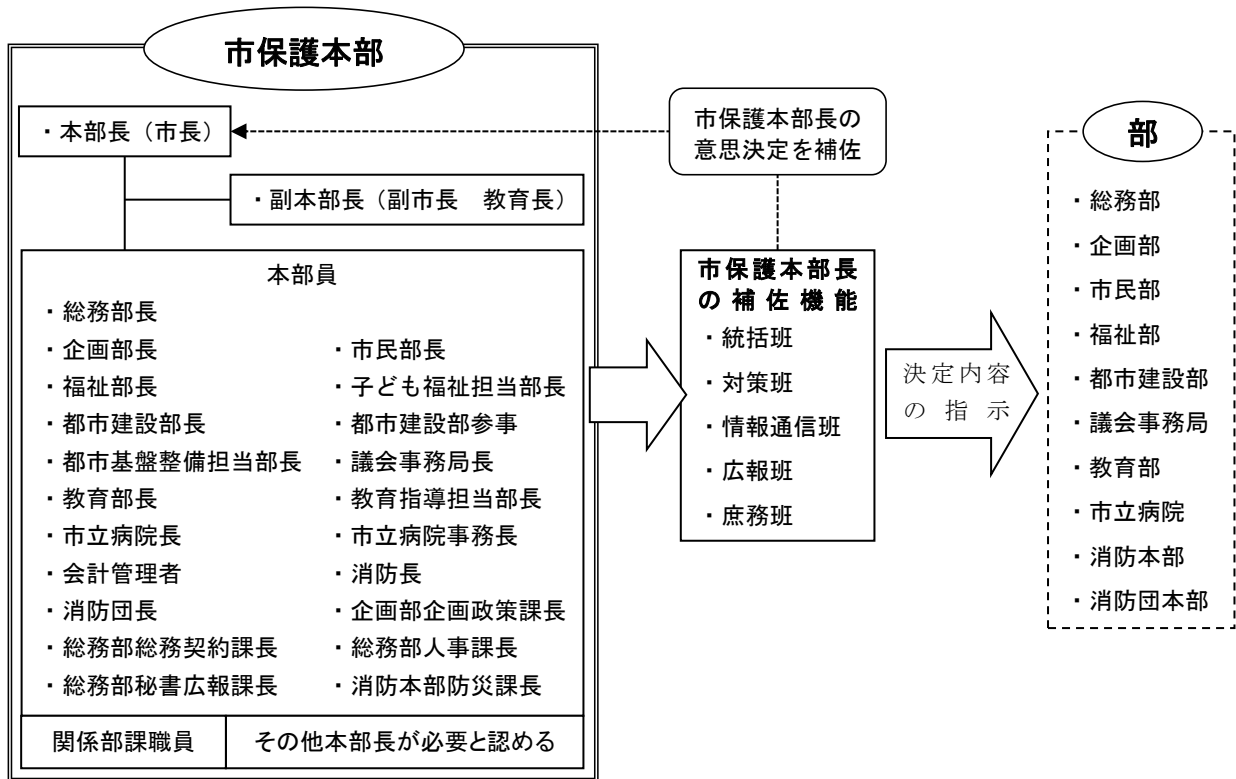
(2) 市保護本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市に対して市保護本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、都知事を経由して内閣総理大臣に対し、市保護本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市保護本部の組織構成及び機能

市保護本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置く。

《市保護本部の組織構成》



【市保護本部長の補佐機能】

担当班	機能
統括班 (総務部総務契約課及び消防本部防災課)	<ul style="list-style-type: none"> 市保護本部会議の運営に関する事項 情報通信班が収集した情報を踏まえた市保護本部長の重要な意思決定に係る補佐 市保護本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 市が行う国民保護措置に関する調整
対策班 (企画部企画政策課)	<ul style="list-style-type: none"> 他の市区町村に対する応援の求めに関する事項 都への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 都を通じた指定行政機関の長等への措置要請及び自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
情報通信班 (総務部情報管理課)	<ul style="list-style-type: none"> 以下の情報に関する国、都及び他の市区町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 災害への対応状況 ○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報 市保護本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 通信回線や通信機器の確保

第3編 武力攻撃事態等への対処
第2章 市国民保護対策本部の設置等

広報班 (総務部秘書広報課)	・被災状況や市保護本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整及び記者会見等対外的な広報活動
庶務班 (総務部人事課・財産管理課)	・市保護本部員や市保護本部職員のローテーション管理、物資及び食料の調達と庶務に関すること。

【市の各部等における武力攻撃事態等における業務】

部 名	武力攻撃事態等における業務
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・市保護本部に関すること。 ・避難実施要領の策定に関すること。 ・特殊標章等の交付及び許可に関すること。 ・緊急通行車両確認標章に関すること。 ・火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 ・消火、捜索・救助・救急に関すること。 ・危険物等の措置に関すること。 ・避難住民の誘導に関すること。 ・警報及び避難の指示等の内容の伝達に関すること。 ・消防団との連携に関すること。 ・生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること。 ・東京都への応援要請及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・患者の輸送に関すること。
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護計画の実施に伴う調整に関すること。 ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 ・危機情報等の収集・分析に関すること。 ・被災情報の収集・提供体制の整備に関すること。 ・安否情報の収集及び取り扱いに関すること。 ・市庁舎における警戒等の予防対策に関すること。 ・職員の動員に関すること。 ・車両の調達に関すること。 ・報道機関との連絡及び広報・公聴に関すること。 ・応急給水に関すること。 ・他自治体との相互応援に関すること。 ・一般ボランティアに関すること。 ・物資、資材（食品・生活必需品等）の調達に関すること。 ・車両等輸送機関の調達及び配車に関すること。 ・その他各部に属さない武力攻撃事態等に関すること。
企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・市保護本部の運営に関する予算及びその他財務に関すること。 ・国民保護に関する国民の権利・利益の救済に関すること。 ・他の部への応援体制の整備に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・市保護本部の関係機関に対する応援要請に関する事。
市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物（し尿を含む）処理に関する事。 ・遺体の収容及び埋火葬に関する事。 ・市民の安否情報の収集・提供体制に関する事。 ・市が管理する生活関連等施設の機能確保に関する事。 ・危険動物等の逸走対策に関する事。 ・避難者の移送及び誘導に関する事。
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・医療（医療情報の提供、医療の提供及び助産）及び防疫に関する事。 ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制に関する事。 ・救援物資（食品・生活必需品等）の受け入れ及び配分に関する事。 ・義援金の受領及び配分に関する事。 ・避難施設の運営に関する事（避難施設における犬猫等の対策に関する事を含む。）。 ・子ども施設の安全に関する事。 ・二次避難所の開設及び運営管理に関する事。 ・前各号に定めるもののほか保健衛生、救援及び保護に関する事（他の部に属するものをのぞく。）。
都市建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民の誘導に関する事。 ・復旧に関する事。 ・道路、橋梁及び河川の障害物の除去及び保全に関する事。 ・応急仮設住宅等の確保及び応急修理に関する事。
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・被災児童及び生徒の学用品の供給に関する事。 ・児童及び生徒の教育に関する事。 ・避難施設の開設及び運営管理に関する事。 ・食料の配給に関する事。 ・電話その他通信設備の提供に関する事。 ・文教施設の安全確保及び文化財の保護に関する事。
市立病院	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護体制（医療の提供及び助産）の確保に関する事。
議会事務局 選挙管理委員会 監査事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・他の部への応援に関する事。
会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・現金の出納及び保管に関する事。

(4) 市保護本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市保護本部における広報広聴体制を整備する。

[市保護本部における広報体制]

① 広報責任者の指定

第3編 武力攻撃事態等への対処
第2章 市国民保護対策本部の設置等

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」として設置する。

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、ホームページ、メール配信サービス、ツイッター等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に供できる体制を整備する。

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応する。

イ 市保護本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。

ウ 都と連携した広報体制を構築する。

④ 関係する報道機関への情報提供

記者クラブ等、関係する報道機関へ迅速な情報提供を行う。

【関係報道機関一覧】

名 称	連 絡 先
NHK 多摩報道室(平日9:00~22:00のみ)	Tel042-523-5328 FAX 042-527-8420
首都圏放送センター	Tel03-5455-3687 FAX 03-5455-3535
MX TV (立川市)	Tel042-526-1440 FAX 042-526-1446 revsol@ea.mbn.or.jp
多摩テレビ (多摩市)	Tel042-339-5519 FAX 042-339-5572 seisaku@ttv.co.jp
(株)ジェイコムせたまち (川崎市麻生区)	Tel044-980-1785 FAX 044-986-7851
読売新聞 府中支局	Tel042-351-4141 FAX 042-351-4145
毎日新聞 町田駐在	Tel042-722-2468 FAX 042-727-6671
朝日新聞 立川支局	Tel042-524-5104 FAX 042-524-5106 tachikawa@asahi.com
東京新聞 立川支局	Tel042-524-0061 FAX 042-524-0063 tama@tokyo-np.co.jp
産経新聞 社会部多摩支局(立川市)	Tel042-524-3166 FAX 042-528-7517 tama@ed.sankei.co.jp
日本経済新聞 多摩支局(立川市)	Tel042-529-6042 FAX 042-521-7908 nk-tama@sa2.so-net.ne.jp
時事通信社 立川支局	Tel042-525-5022 FAX 042-525-5023
共同通信 立川支局	Tel042-524-8279 FAX 042-528-1300
(株)都政新報 編集部(新宿区)	Tel03-5330-8786 FAX 03-5330-8808
多摩ニュータイムズ [®] (多摩市)	Tel042-374-8588 FAX 042-374-8599 tametime@news.email.ne.jp

(5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国及び都等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市保護本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長及び市現地対策本部員は、市保護本部副本部長、市保護本部員その他の職員のうちから市保護本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地連絡調整所の設置

市は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺に現地連絡調整所を設置する。

《参加機関の例》

都、警察、消防、保健所、医療機関、自衛隊など現地で活動している機関

《実施内容》

- ・被災状況や各機関の活動状況の把握
- ・各機関が有する情報の共有
- ・現地における活動（避難誘導の実施等）の連携のための調整等

市は、既に都又は関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(7) 市保護本部長の権限

市保護本部長は、その区域に係る国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市保護本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 都対策本部長に対する総合調整の要請

市保護本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、都並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。^(*) また、市保護本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市保護本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市保護本部長は、都対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市保護本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について、報告又は資料の提出等を求める。

^(*) 運送事業者である一の指定地方公共機関に対し、複数の市区町村から避難住民の輸送の求めがなされた場合の調整など

第3編 武力攻撃事態等への対処
第2章 市国民保護対策本部の設置等

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市保護本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市保護本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市保護本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を経由して市保護本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市保護本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、MCA無線、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市保護本部と市現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

3 特殊標章等の交付及び管理

市長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日付閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当））通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

- ・市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・消防団長及び消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 水防管理者

- ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、都、他の市区町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市区町村との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・都の対策本部との連携

(1) 国・都の対策本部との連携

市は、都の対策本部及び都を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

都の対策本部長から都対策本部派遣員として市職員の派遣の求めがあった場合は、職員を派遣し、情報共有等の体制を整える。

(2) 国・都の現地対策本部との連携

市は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、都・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、市保護本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 都知事、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 都知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都知事その他都の執行機関（以下「都知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 都知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、都知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。
また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて東京地方協力本部長又は市国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては東部方面総監、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては作戦システム運用隊を介し、防衛大臣に連絡する。
- ② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動^(*)により出動した部隊とも、市保護本部及び現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市区町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市区町村長等への応援の要求
 - ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市区町村長等に対して応援を求める。
 - ② 応援を求める市区町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。
- (2) 都への応援の要求
市長等は、必要があると認めるときは、都知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。
- (3) 事務の一部の委託
 - ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
 - ② 他の地方公共団体に事務の委託を行った場合、市は、前事項を公示するとともに、都に届け出る。
また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

^(*) 内閣総理大臣の命令に基づく治安出動（自衛隊法第78条）及び都知事の要請に基づく治安出動（自衛隊法第81条）

- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、都を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、都を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

- (1) 他の市区町村に対して行う応援等

- ① 市は、他の市区町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市区町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を市議会に報告し、公示を行い、都に届け出る。

- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設及び設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織等に対する支援等

- (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織等による警報の内容の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

- (2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、都と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

- (3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、都や関係機関等と連携し、国民や企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け及び避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・避難住民の誘導
- ・避難住民等の救援
- ・消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・保健衛生の確保

第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き

(1) 国民の権利・利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利・利益の救済に係る手続項目一覧】

手続項目		担当部
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	企画部
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	企画部
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	企画部
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)	企画部
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	企画部
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)		企画部
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)		企画部

※ 表中「法」は、「国民保護法」を示す。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第5章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達・通知

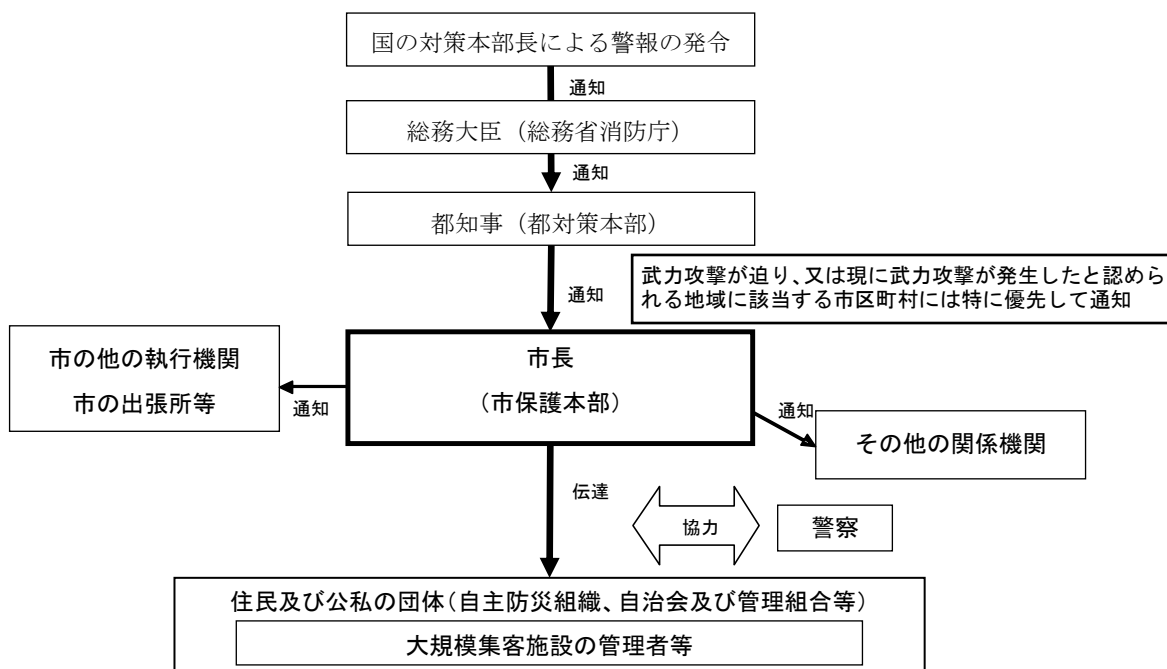
(1) 警報の内容の伝達等

- ① 市は、都から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自主防災組織、自治会、管理組合、学校など）に警報の内容を伝達する。
- ② 市は、都と協力して、区域内の大規模集客施設について、あらかじめ定めた伝達先へ速やかに警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（市教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.inagi.tokyo.jp/>）に警報の内容を掲載する。

《警報の通知・伝達の流れ》



2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（Jアラート）等を活用し、市に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（Jアラート）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

なお、全国瞬時警報システム（Jアラート）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、市メール配信サービス、市ツイッター、広報車の使用、自主防災組織による各世帯等への伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

- (2) 市長は、消防団と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、市は消防本部が保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、交番、駐在所及びパトカー等の勤務員による拡声器や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警視庁（警察署）と緊密な連携を図る。

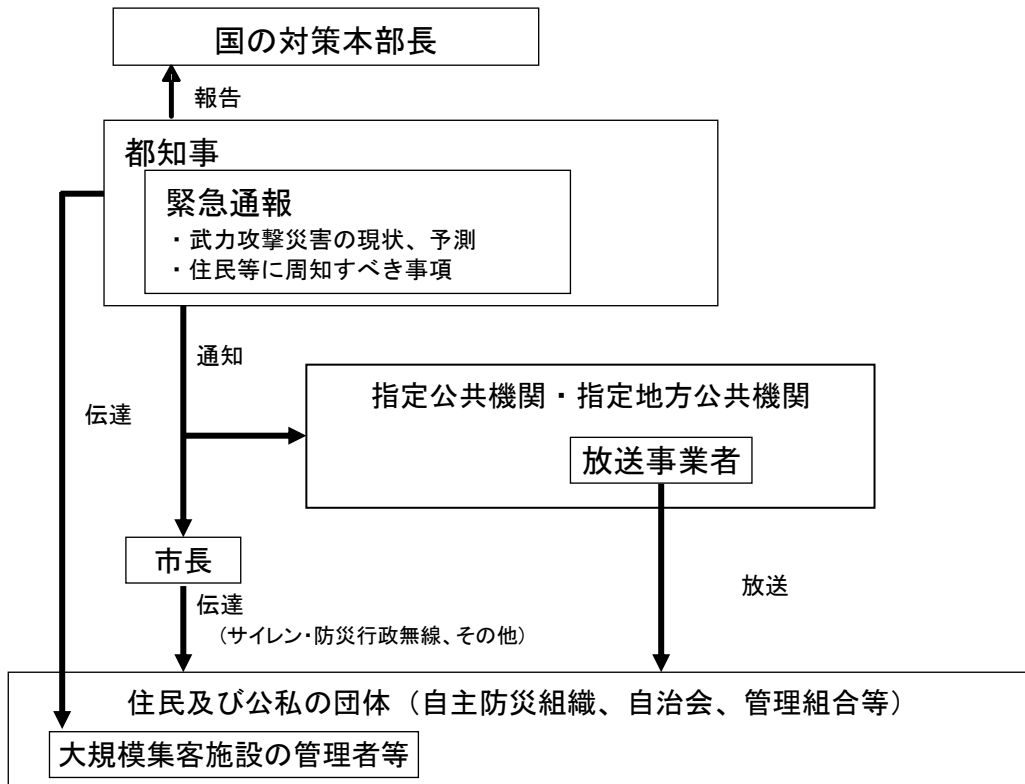
- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者及び外国人等の要配慮者に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、防災・福祉担当部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるよう「避難行動要支援者ネットワーク」で情報共有を行う。

- (4) 警報の解除の伝達については、警報の内容の伝達と同様に行う。ただし、原則として、サイレンは使用しない。

3 緊急通報の伝達・通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

《緊急通報の伝達・通知の仕組み》



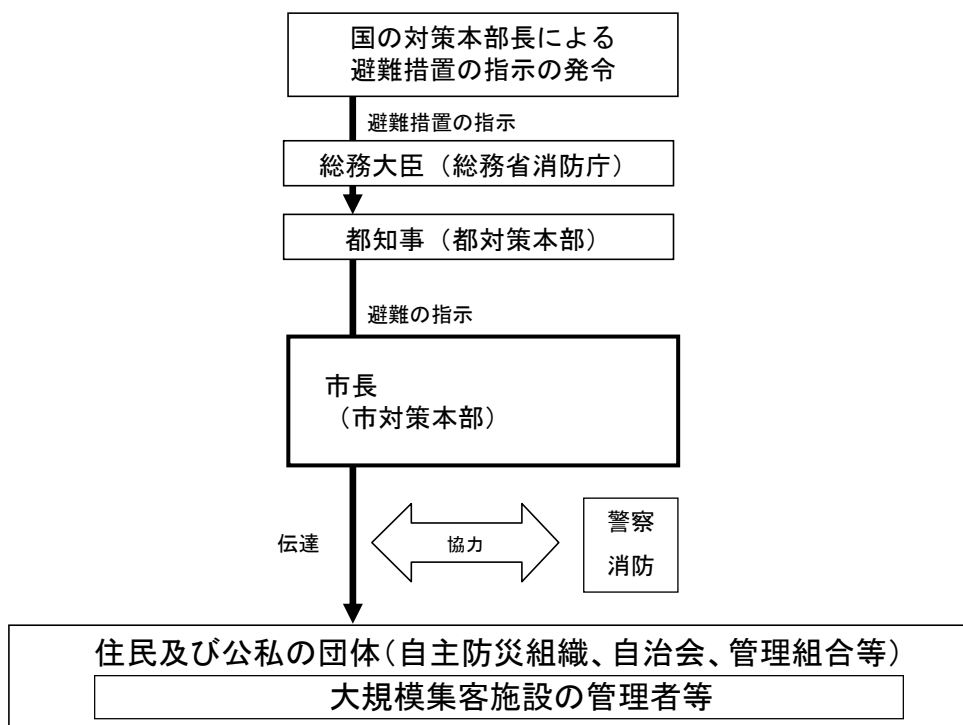
第2 避難住民の誘導等

市は、都の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体及び財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の伝達

- ① 市長は、都知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に都に提供する。
- ② 市長は、都知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

《避難の指示の伝達の仕組み》



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

- ① 市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、平素に策定しておいた避難実施要領のパターンを参考にしつつ、各執行機関、都、消防本部、警視庁（警察署）、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確

かつ迅速に策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示後速やかに行えるよう迅速な作成に留意する。

- ② 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項・その他避難の実施に関し必要な事項 |
|--|

(2) 避難実施要領に記載する項目

市長は、前記法定事項、都国民保護計画に基づき、原則、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。

ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員の配置等
- ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による輸送））
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）
(都との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要配慮者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、要配慮者対策班の設置）

第3編 武力攻撃事態等への対処
第5章 警報及び避難の指示等

- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（都対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

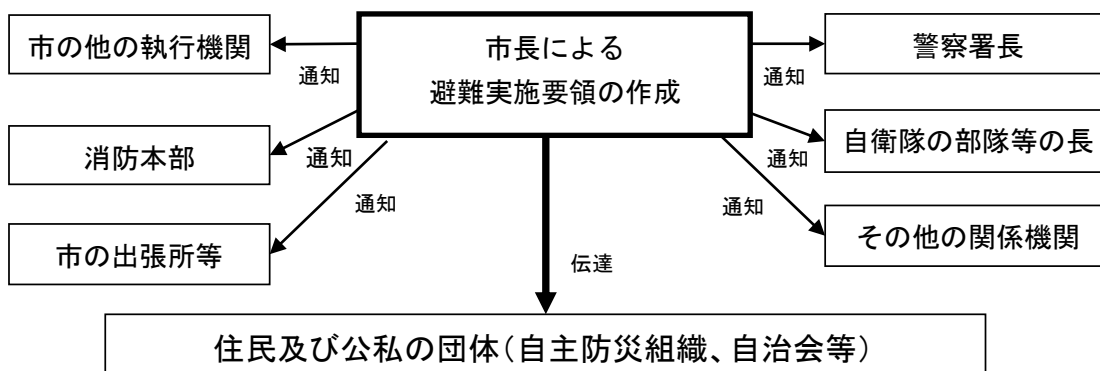
- 市長は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、施設等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、都を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。
- この場合において、市長は、都を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に關係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防本部、警察署長、及び自衛隊東京地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

- ① 市長は、避難実施要領で定めるところにより、その職員を指揮し、消防団長と協力して避難住民を避難先地域まで誘導する。

その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、管理組合、学校及び事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

また、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置し、各種の連絡調整に当たせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

- ② 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防団との連携

市長は、避難住民の誘導を行うに当たっては、消火活動等の状況を勘案した上で、消防団の協力を得て実施する。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当するなど地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、必要があると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

市長は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地連絡調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や、自治会長等の地域のリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、都と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 大規模集客施設における避難

市長は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(7) 高齢者や障害者等要配慮者への配慮

市長は、高齢者や障害者等の避難を万全に行うため、要配慮者対策班を設置し、社会福祉協議会、民生・児童委員、自主防災組織、自治会及び地域包括支援センター等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

なお、要配慮者の避難に関して、市は、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支

第3編 武力攻撃事態等への対処
第5章 警報及び避難の指示等

援する。

(8) 残留者等への対応

避難住民の誘導にあたる市職員は、警察等とともに、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難場所の運営

市は、原則として市内の避難場所を運営する。

(10) 避難所等における安全確保等

市は、警視庁（警察署）が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、警視庁（警察署）と協力し住民等からの相談に対応するなど住民等の不安の軽減に努める。

市は、その管理する避難所において、都が定める避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全するものとする。

(11) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

（資料 6）

(12) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警視庁（警察署）と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(13) 都に対する要請等

- ① 市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水及び医療等が不足する場合には、都知事に対して、必要な支援の要請を行う。
その際、特に、都による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。
- ② 避難住民の誘導に係る人的・物的な資源配分について他の市区町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、都知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。
- ③ 市長は、都知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。
- ④ 市長は、避難住民の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行う際など市のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、都知事に対して、避難誘導の補助を要請する。

(14) 避難住民の輸送の求め等

市長は、避難住民の輸送が必要な場合において、運送事業者である指定公共機関又

は指定地方公共機関に対して、避難住民の輸送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく輸送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、都を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、都対策本部長に、その旨を通知する。

(15) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領（復帰実施要領）を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

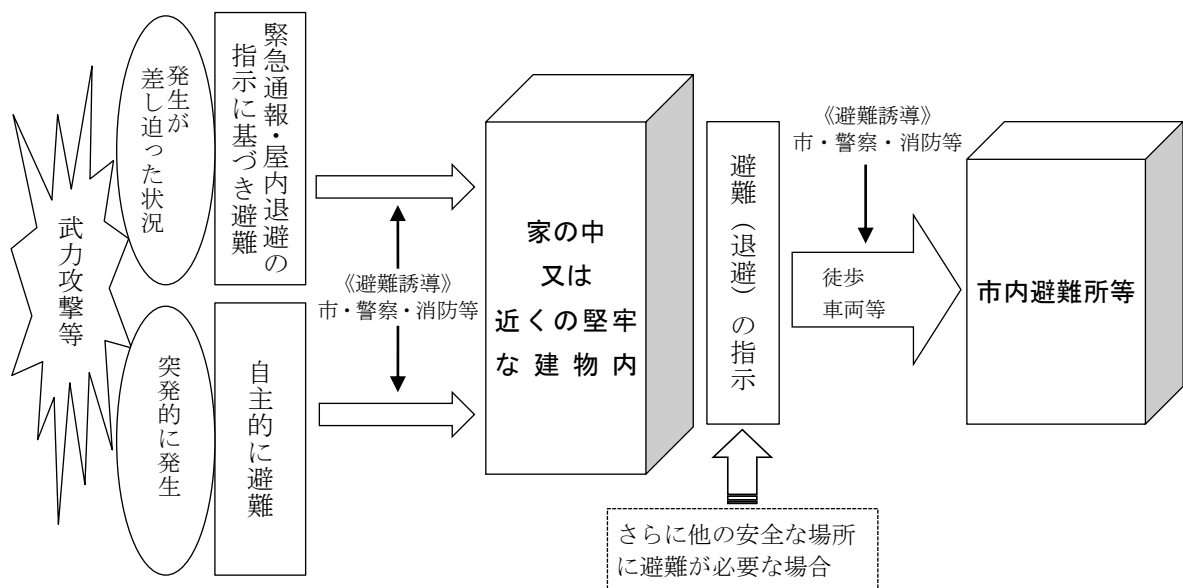
4 想定される避難の形態と市による誘導

(1) 突発的かつ局地的な事態の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃、テロ等

① 屋外で突発的に発生

要避難地域となった市は、自主的あるいは当初の屋内避難（退避）の指示により建物内に避難した住民を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

ゲリラ・特殊部隊による攻撃

- ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び都知事による避難の指示を踏まえて、市は、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本となる。

ただし、屋外での急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応が必要となる。

- 状況により、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置が不可欠で

ある。

また、政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等既存の法制を活用するなど、柔軟に対応する。

- 当初の避難実施要領の策定に当たって、法定事項を箇条書きにするなど避難実施要領を簡潔な内容で作成する。その後、避難所に避難させる場合の同要領の策定は、各執行機関、都、警視庁（警察署）及び自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要となる。

また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた的確な措置を実施できるよう、現地連絡調整所を設けて活動調整に当たる。

弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、BC弾頭）

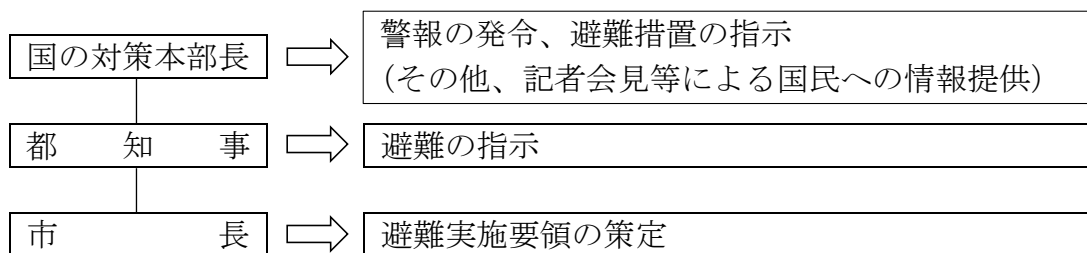
- 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

- 発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要である。
- 当初は、できるだけ近くのコンクリート造りの堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設への避難の指示がなされる。
- 市は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。
- 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する。

（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）

- ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示する。



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令する。

航空攻撃（通常爆弾等）

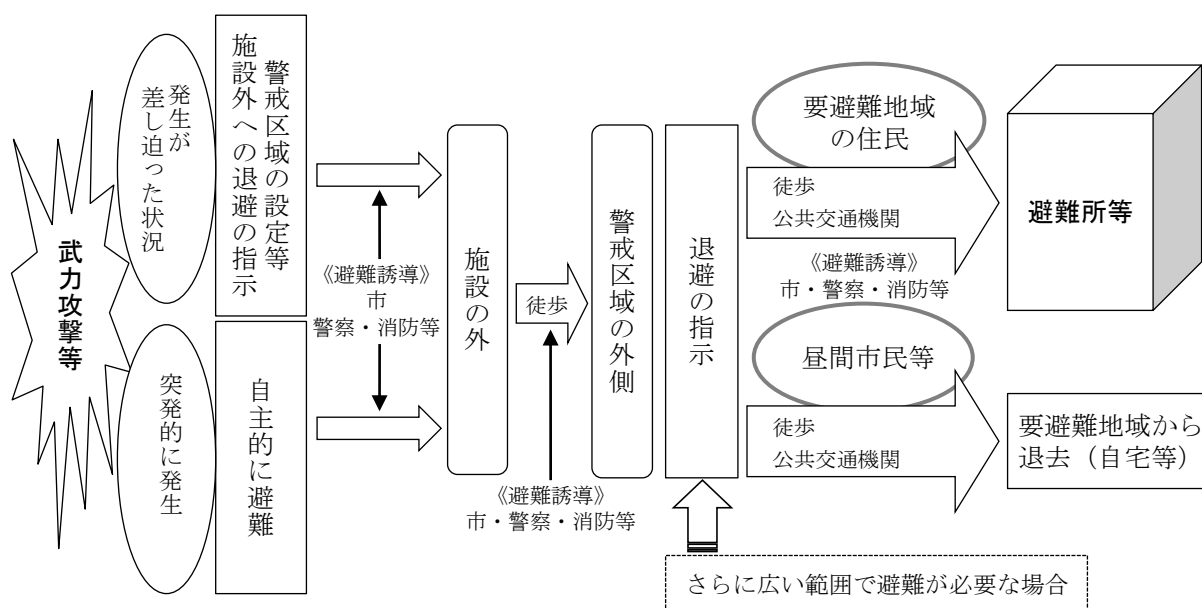
弾道ミサイル攻撃に準じる。

緊急処理事態（大規模テロ等）

大規模テロ等（緊急処理事態）への対処で記述

② 大規模集客施設等内で突発的に発生

市は、避難（退避）の指示により大規模集客施設等から施設外へ避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

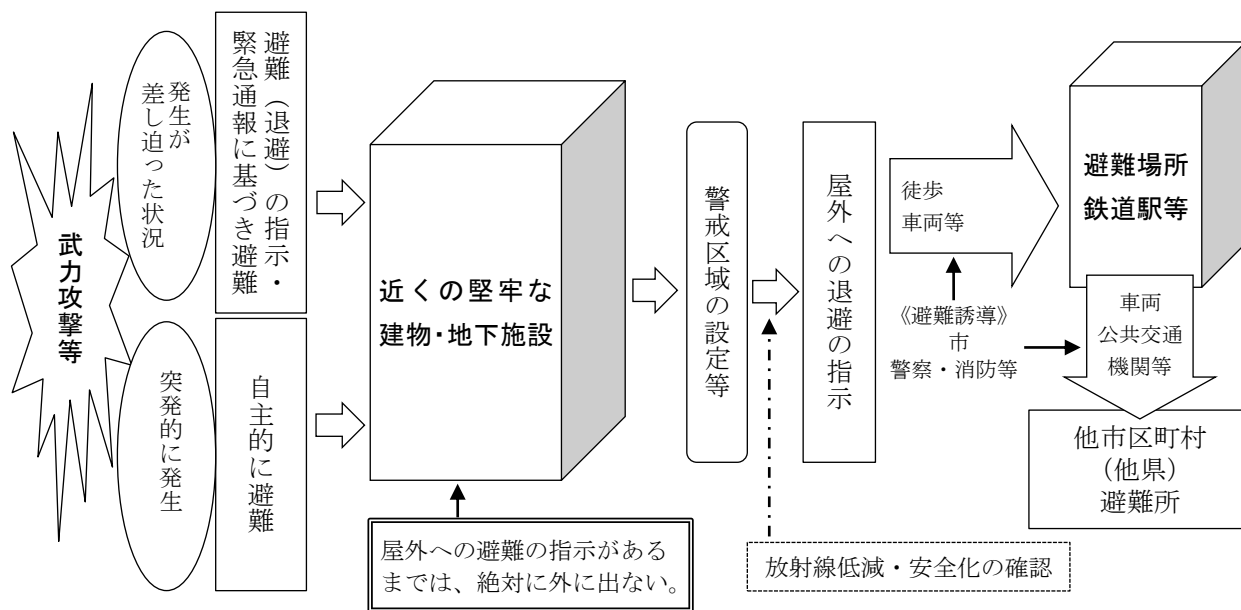
緊急処理事態（大規模テロ等（NBC攻撃を伴う場合を含む））

大規模テロ等（緊急処理事態）への対処で記述

(2) 突発的かつ広範囲な事態の場合

要避難地域となった市は、屋内に避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難

場所等を経て、他市区町村（他県）の避難所まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

弾道ミサイル攻撃（核弾頭）

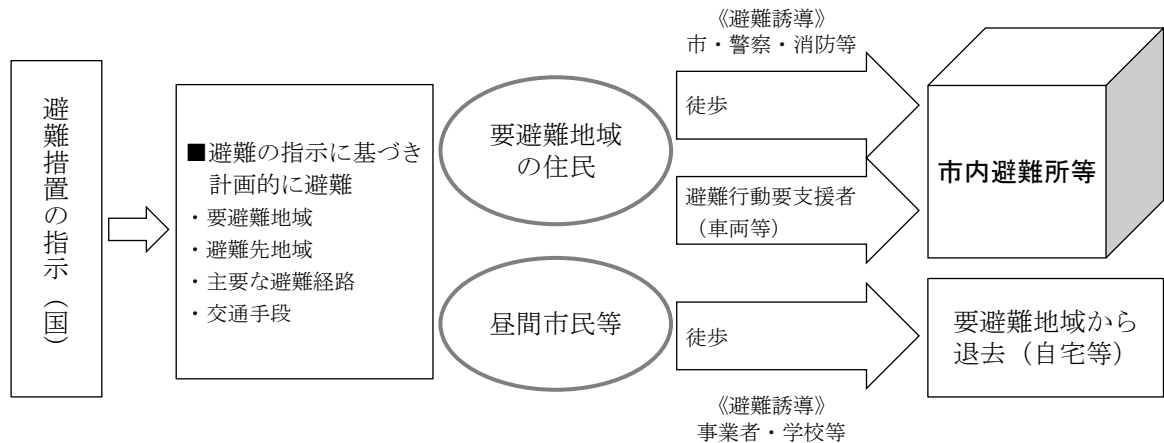
- ・ 攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅牢な建物・地下施設等に避難する。
- ・ 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示がなされる。
- ・ 核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示（風下をさけ極力風向きと垂直方向）がなされる。
- ・ 市は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。

航空攻撃（核弾頭）

弾道ミサイル攻撃（核弾頭）に準じる。

(3) 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合

要避難地域となった市は、避難の指示等に基づき、避難住民を市内の避難所等まで誘導する。



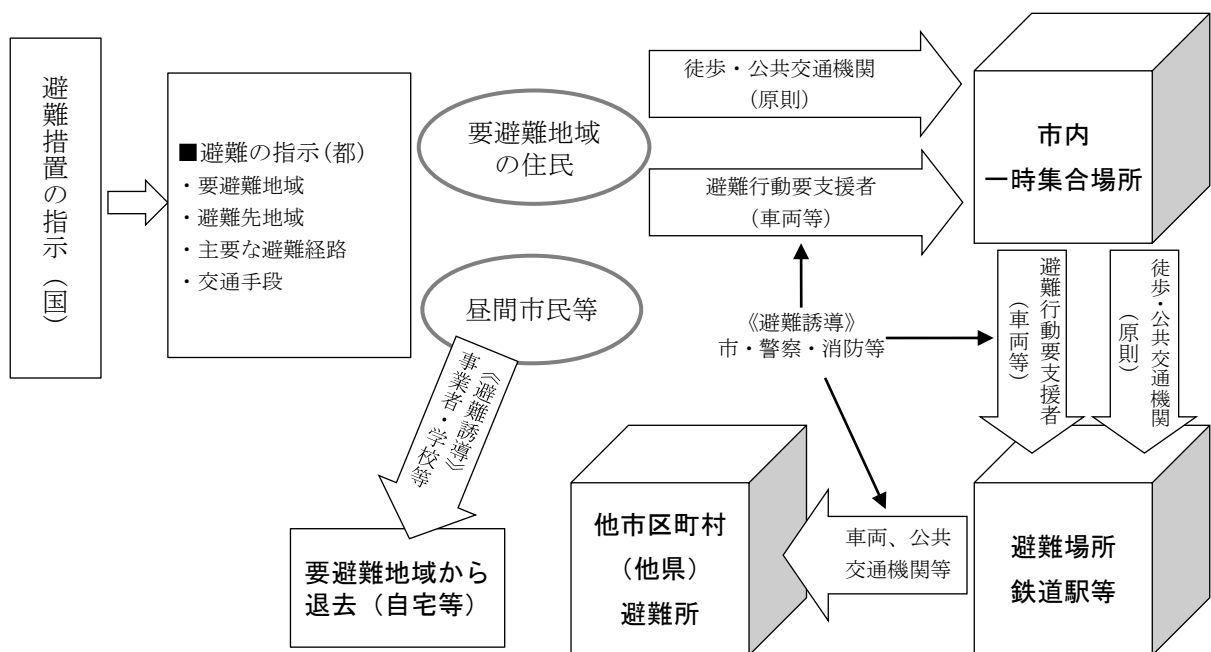
《該当する事態類型と避難上の留意点》

ゲリラ・特殊部隊による攻撃（施設占拠に伴う周辺住民の避難等）

警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い避難する。

(4) 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合

避難地域となった市は、避難の指示等に基づき、避難住民を一時集合場所又は避難場所等を経て、他の市区町村（他県）まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

着上陸侵攻

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべ

第3編 武力攻撃事態等への対処
第5章 警報及び避難の指示等

き地域が広範囲となり、都の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針、それらに基づく都知事による指示等に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めない。

第6章 他道府県の避難住民の受入れ

1 基本的考え方

- (1) 市は、国の避難措置の指示及び都からの受入地域の通知に基づき、他道府県からの避難住民を受け入れる。
- (2) 市は、国の救援の指示に基づき、都と協力して、受け入れた他道府県の避難住民への救援を行う。
- (3) 市は、他道府県からの避難住民を受け入れたときから復帰するまでの期間、都と連携・協力して救援等の措置を行う。
- (4) 市は、安否情報の収集を、都及び要避難地域の道府県等と連携・協力して行う。

2 事態への対処

- (1) 役割分担
避難住民の受入れにおける関係機関の役割分担は、以下のとおりである。

機関名	主な役割
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要避難地域の市町村による避難誘導への協力 ・ 避難所の運営 ・ 安否情報の収集・提供 ・ 避難所等における火災予防
都	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要避難地域の道府県との協議、受入地域の決定・通知 ・ 要避難地域の市町村による避難誘導への協力 ・ 避難住民への物資・資材の提供等 ・ 安否情報の収集・提供
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要避難地域の市町村による避難誘導への協力 ・ 交通規制 ・ 避難所における警戒
指定行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難住民の誘導の支援 ・ 避難所における救援の支援
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難住民の誘導、避難住民等の救援の実施
指定地方行政機関 指定地方公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難住民・物資の運送（運送事業者）、医療の提供（医療事業者）等必要な措置の実施
要避難地域の道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都への協議、避難の指示、指示内容の通知 ・ 要避難地域の市町村による避難誘導の支援 ・ 都が行う救援への協力 ・ 安否情報の収集・提供

第3編 武力攻撃事態等への対処

第6章 他道府県の避難住民の受入れ

(2) 受入地域等の決定

市は、都知事と協議を行い、都知事が受入地域を決定した場合は、都知事から通知を受ける。

受入地域が決定された場合は、都と協力して他道府県からの避難住民を受入れる態勢を速やかに整える。

(3) 避難誘導

市は、要避難地域の市町村が主体となって行う他道府県からの避難住民の誘導について協力する。

(4) 救援

市は、都と連携・協力して、他道府県からの避難住民を受け入れた避難所等において、食品・飲料水を提供するなど必要な救援を行う。

(5) 安否情報の収集

市は、都及び要避難地域の道府県・市町村と連携・協力して、安否情報の収集に努める。

第7章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、都とあらかじめ調整した役割分担に基づき都及び関係機関と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災住民に対する救援を行う。

(2) 救援の補助

市長は、都知事が実施する救援措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 都への要請等

市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対して国及び他の道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市区町村との連携

市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対し、都内の他の市区町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、都知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の程度及び方法の基準

市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(資料 7)

4 救援の内容

(1) 収容施設の供与

① 避難所

ア 避難所・二次避難所の開設、運営

市は、市が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に避難所を開設する。

(都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設し、市が協力する。)

市及び都は、役割分担に応じて、食品等の供給、医療の提供など、避難住民の生活を支援するために必要な措置を実施する。

イ 運営にあたっての配慮

避難所の運営にあたっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

また、要配慮者の心身双方の健康状態に配慮を行い、必要に応じ二次避難所(福祉避難所)への移送等を行うものとする。

ウ 避難所・二次避難所の管理

市は、市の施設を避難所とする場合は、避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する。

(都の施設を避難所とする場合は「都」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ管理を行う。)

エ 救援センターの設置

市は、避難住民の生活を支援する総合窓口として、各避難所に「救援センター」を設置し、避難所開設期間を通じて必要な人員を配置する。

「救援センター」の職員は、関係機関やボランティアの協力を得て、次のような業務を行う。

- ・避難住民に対する食料等の配給
- ・医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供及び相談対応
- ・避難住民の生活状況の把握
- ・市に対する物資・資材等の要請等

オ 都対策本部(避難所支援本部^(*))への報告

市は、避難所における物資の不足等に伴うニーズを取りまとめ、必要に応じて都対策本部(都対策本部に避難所支援本部が設置されている場合は当該支援本部)

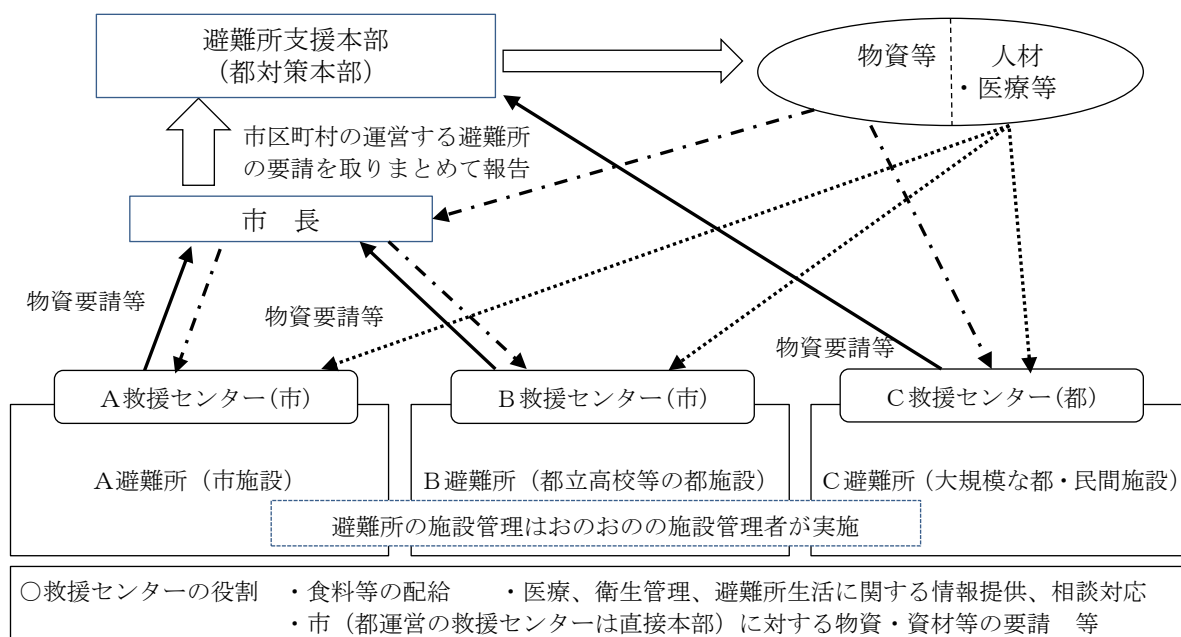
(*) 都は、複数の市区町村に大規模な住民が避難し、多くの避難所が設置された場合において、大量の救援物資の供給等を円滑に実施するため、あらかじめ定める要綱に基づき都対策本部に避難所支援本部を設置することとしている。

避難所支援本部は、市区町村等を通じて(都が運営する救援センターからは直接物資要請がなされる)、避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、次のような事項について、市区町村による避難所運営を支援することとしている。

・救援物資(食品、飲料水、生活必需品等)の供給・応急医療の提供・学用品の供給・避難所における保健衛生の確保等

へ報告のうえ、救援物資の供給等を要請する。

《避難所支援本部・救援センターの役割》



② 応急仮設住宅等の設置、運営

市は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにおいて、都が設置する応急仮設住宅に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

① 食品及び生活必需品等の給与等

食品及び生活必需品等の給与等は、都による一括調達を原則とし、必要に応じて都及び市における備蓄品を活用する。また、緊急時においては、市における備蓄品(都の事前配置分を含む。)又は調達品をもって充てる。

② 飲料水の給与

水道による飲料水の供給が不可能又は困難になった場合、市は、都に対して応急給水を要請するとともに、都と連携して応急給水活動を実施する。

(3) 医療の提供及び助産

① 医療に関する情報提供

市は、都及び関係機関と協力して、避難所周辺の医療機関の状況を把握し、避難住民に対して、利用可能な医療機関及び診療科目等に関する情報を提供する。

② 被災者への医療の提供及び助産

市は、医療救護所の設置、医療救護班等の派遣を行い、避難住民に対し医療等を提供する。

市は、必要に応じて、都に対し、医療の提供に関し次の支援を求める。

- ・医薬品・医療資材の補充

第3編 武力攻撃事態等への対処
第7章 救援

- ・都医療救護班の派遣
- ・都医師会等に対する派遣要請
- ・その他広域的な応援要請

③ 患者の搬送

市は都と協力し、被災現場や避難場所・避難所から医療救護所まで患者を搬送する。

医療救護所から災害拠点病院等の医療施設への患者搬送については、都と連携して実施する。

なお、医療施設への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。

- ・消防本部による搬送
- ・市や都の派遣する医療救護班が使用した自動車による搬送
- ・都が調達するヘリコプターによる搬送

(4) 被災者の捜索及び救出

市は、消防、警察が中心となって行う、被災者の捜索、救出に必要な協力を行う。

(5) 埋葬及び火葬

市は、身元不明遺体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。

市は、必要に応じて、都に対し、広域的な火葬の応援・協力を要請する。

(6) 電話その他の通信設備の提供

市は、避難所において、都が電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て手配した通信機器等の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

市は、都が行う武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関して、都が定める選定基準により応急修理対象者の募集、選定を行う。

(8) 学用品の給与

市は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握し都に報告する。

市は、都が市区町村の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。

(9) 行方不明者の捜索及び遺体の取扱い

市は、武力攻撃等により新たな被害を受けるおそれがない場合、都、警視庁等と連携・協力し、行方不明者の捜索を行う。

市は、警視庁等関係機関と連携して、遺体収容所の開設、遺体の搬送、収容及び処理等を行う。

市は、遺体の処理の時期や場所、遺体の処理方法（洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検案等の措置）等について、都、警視庁等と必要な調整を行う。

(10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

市は、復帰先での生活確保を支援するため、武力攻撃災害のため住居又はその周辺

に土石、竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしており、住民自らの資力では除去することができない場合、都と協力し^(*) これらを除去する。

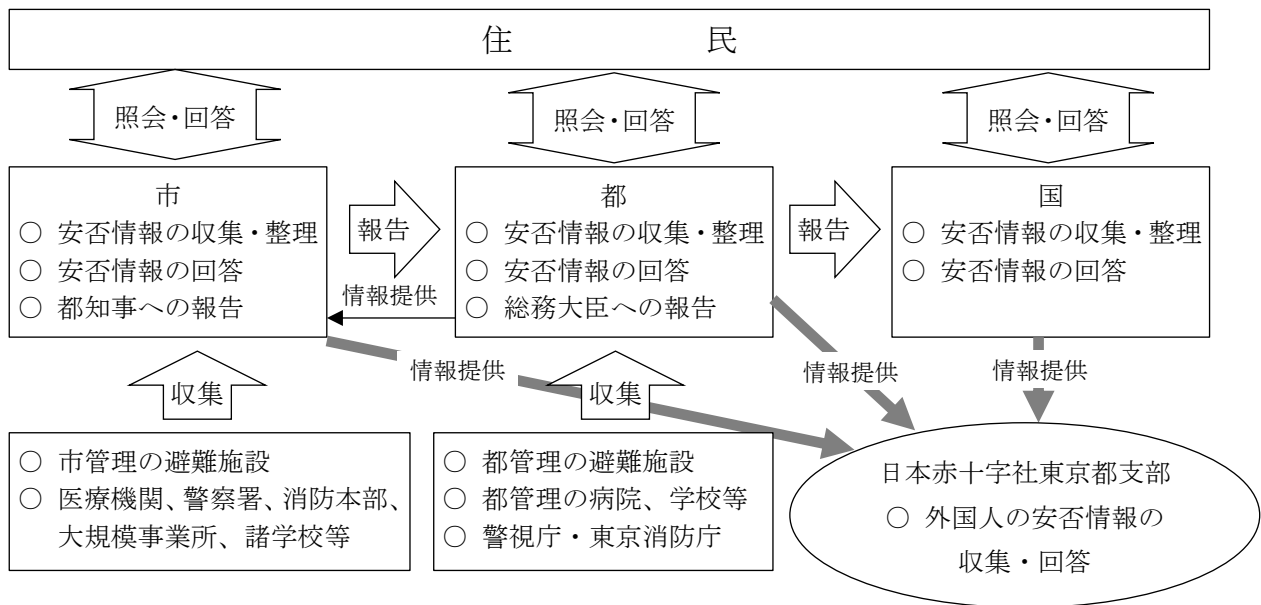
^(*) 都は、広域的な観点から実施順位等を定め、市区町村と協力して土石、竹木等の除去を実施。

第8章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

(資料 8)

《安否情報の収集、整理及び提供の流れ》



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難住民や負傷あるいは死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関等の関係機関から、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否省令」という。）に規定する様式（以下「省令様式」という。）第1号及び第2号により収集する。

ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める他の方法により収集する。

《収集の役割分担》

- ・市 …… 消防本部、市管理の避難施設、市の施設（学校等）
 区域内の医療機関、警察署、大規模事業所、諸学校等
- ・都 …… 都管理の避難施設、都の施設（病院・学校等）
 警視庁、東京消防庁等

(2) 安否情報収集への協力要請

市は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関並びに医療機関等の関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を要請する場合は、当該協力は、各機関の自主的な判断に基づき、その業務の範囲内で行われるものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 都に対する報告

市は、都への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。安否情報システムが使用できない場合は、省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メールで都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口や照会方法について、市保護本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として省令様式第4号に必要事項を記載した書面を窓口に提出することにより受け付ける。ただし、照会をしようとする者（以下（照会者）という。）が安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 照会者の本人確認

- ① 市は、窓口において安否情報の照会を受け付ける際には、照会者の本人確認を行うため、本人であることを証する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証等）を窓口において提出又は提示させる。
- ② 市は、口頭や電話、電子メールなどによる安否情報の照会で、本人であることを証する書類を提出又は提示させることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日、性別（以下「4情報」という。）について、住民基本台帳と照合することにより本人確認を行う。

なお、照会者が他市区町村に住所を有する場合は、安否省令第3条第3項に基づき、当該市区町村に問い合わせることにより4情報を照合し、本人確認を行う。

(3) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、(2)により本人確認を行った上で、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めると

第3編 武力攻撃事態等への対処
第8章 安否情報の収集・提供

きは、省令様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を省令様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(4) 個人情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社東京都支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3（3）、（4）と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第9章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市は、国や都等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 都知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、都知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報提供や防護服の着用等、安全確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

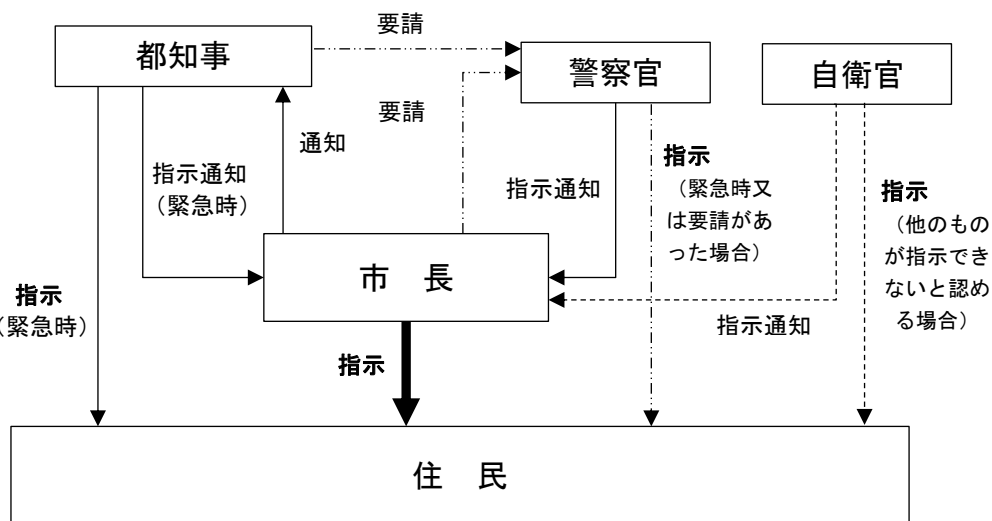
市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、警察官等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を都知事に通知する。

第2 応急措置等

市長は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

《退避の指示の概要》



(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。^(*)

この場合において、必要により現地連絡調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示（例）】

「〇〇丁目、△△」地区の住民については、（一時）避難場所□□へ退避すること。

① 屋内への退避の指示

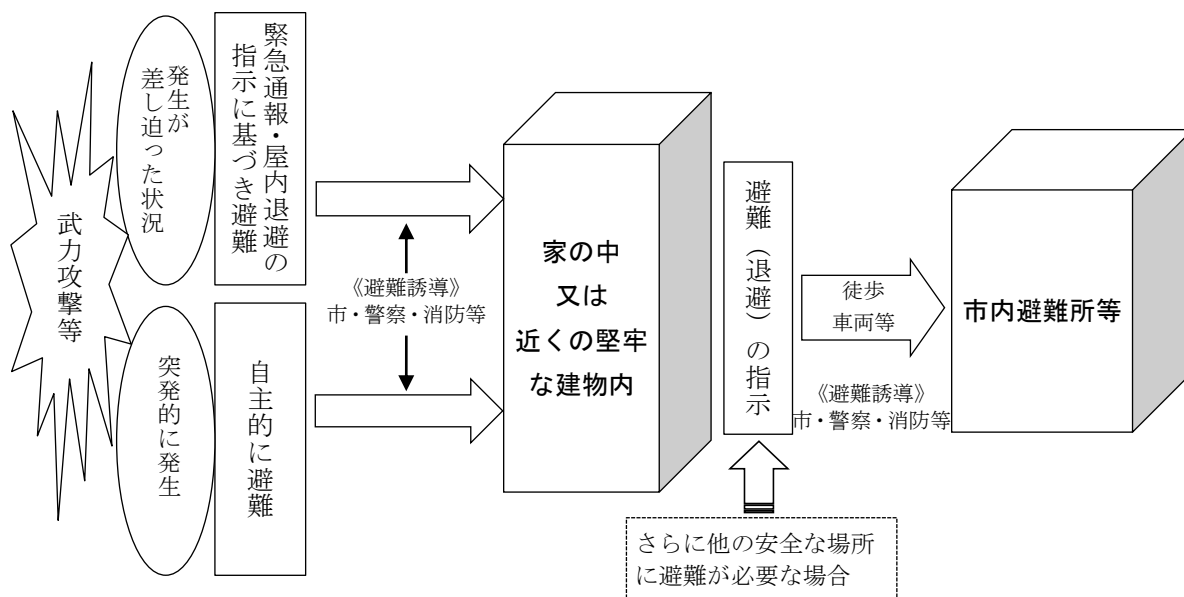
市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

^(*) 特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合などには、市民に危険が及ぶことを防止するため、都知事による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の市民に退避の指示をする。

《屋内退避のイメージ》



【屋内退避の指示（例）】

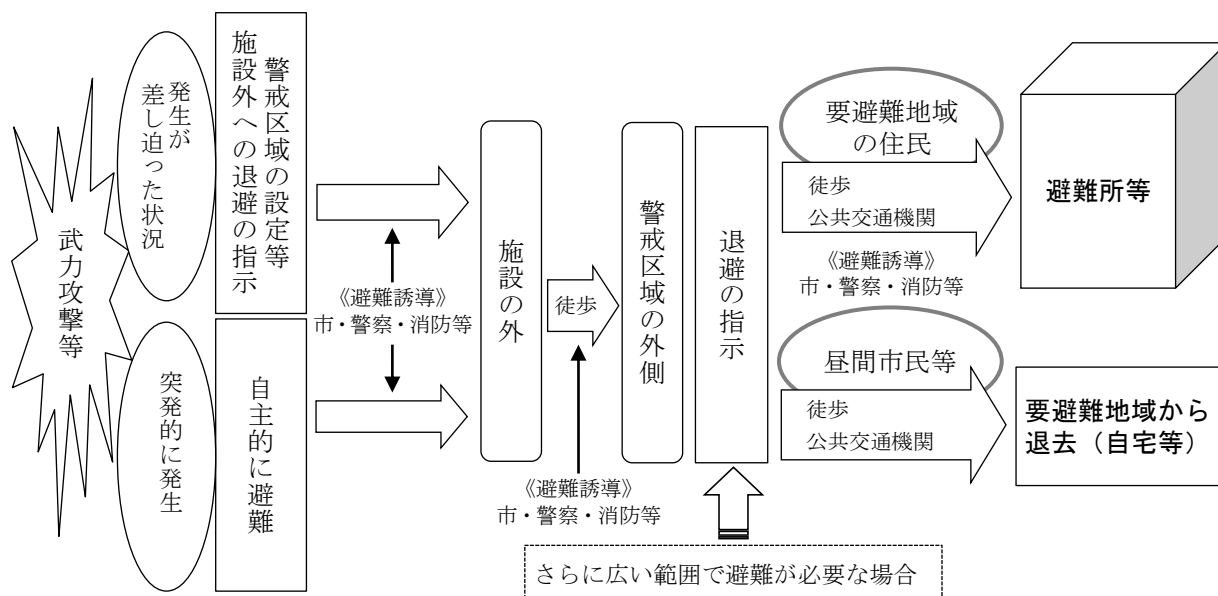
「〇〇丁目、△△」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。

② 屋外への退避の指示

市長は、住民等が、屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、「屋外退避（避難所等への退避）」を指示する。「屋外への退避の指示」は、次のような場合などに行うものとする。

- ・ 駅や大規模集客施設、地下施設などの施設の中で、NBC攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき

《屋外退避のイメージ》



【屋内退避の指示（例）】

〇〇駅構内にいる者は、△△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて駅外に退避すること。

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市長は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、都知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、都知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び都からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、警察、消防、医療機関、保健所及び自衛隊等と現地連絡調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- ② 市の職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて警察及び自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地連絡調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市保護本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地連絡調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

④ 市長は、都知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について関係機関に周知するなど情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

（資料 9）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防本部による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防本部の活動

消防本部は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法及び消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から市民を保護するため、消防職員及消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、都知事又は消防相互応援協定締結機関に対し消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急援助隊運用要綱に基づき、都知事を通じ又は、必要に応じ、直接消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、都知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、「消防広域応援基本計画」に基づき、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市区町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を

迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、都知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、緊急消防援助隊の出動準備等必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、都と協力して、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

① 市長は、国対策本部及び都対策本部からの情報を市保護本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

その際、市長は、必要により現地に市職員を派遣し、都、警察、消防、医療機関、保健所、自衛隊等とともに現地連絡調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市保護本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

② 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

③ 市長は、現場で活動する消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し、着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

- 市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、都その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。
- 市は、警察等の関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による、主体的な安全確保のための取組みを促進する。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市保護本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ警視庁（警察署）その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

○ 危険物質等に関する措置命令

市長は、国民保護法施行令第29条の規定に基づき、消防法第2条第7項の危険物（市内に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うものに限る。）について、武力攻撃災害の防止等のために必要な措置を講ずる。

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

第4 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避の指示をし、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で警視庁（警察署）等の関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、都を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市保護本部において、消防本部、警視庁（警察署）、自衛隊及び医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地連絡調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地連絡調整所の職員から

最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、都に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び都との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を、都に直ちに報告する。

なお、措置に当たる要員に、防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、警察等の関係機関及び保健所と連携して、消毒等の必要な措置を行う。

市は、生物剤を用いた攻撃の特殊性^(*)に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の影響の状況等の把握の方法とは異なる点に鑑み、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限

市長は、都知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

(*) 【生物剤を用いた攻撃の特殊性】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

【国民保護法第108条第1項に基づく措置】

法108条 1項各号	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、前項表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名宛人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名宛人に通知する。

前項表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【国民保護法施行令第31条に基づく通知事項】

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地連絡調整所や都から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第10章 被災情報の収集・報告

市は、被災情報を収集するとともに、都知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- ① 市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては、消防本部、警視庁（警察署）等との連絡を密にする。
- ③ 市は、収集した被災情報の第一報を、都^(*)に対し次の様式を用いて、電子メール、FAX等により直ちに報告する。
- ④ 市は、第一報を都に報告した後も、被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について次の様式を用いて、電子メール、FAX等により都が指定する時間に都に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、都に報告する。

(資料 10)

(*) 災害の状況により都（対策本部）に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告する。

第3編 武力攻撃事態等への対処
第10章 被災情報の収集・報告

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分
稲 城 市

- 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
 - (1) 発生日時 年 月 日
 - (2) 発生場所 稲城市 （北緯 度、東経 度）
- 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 3 人的・物的被害状況

人的被害				住家被害		その他
死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
		重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※可能な場合、死者について、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

死亡年月日	性別	年齢	概況

第11章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うため、保健衛生の確保及び廃棄物の処理等の措置に関し、必要な事項を以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる保健衛生に係る措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、都と協力し、巡回健康相談等を行うため、保健活動班を編成して避難所等に派遣する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、都と協力し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、都と協力し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、都と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての市民に対する情報提供を実施する。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を都と協力し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、都と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に

第3編 武力攻撃事態等への対処

第11章 保健衛生の確保その他の措置

適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、稲城市地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針(改定版)」(平成30年3月 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足した場合又は不足すると予想される場合については、都に対して他の市区町村との応援等にかかる要請を行う。

第12章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活基盤等を確保するため国民生活の安定に関する措置について、必要な事項を以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（生活関連物資等）の価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために都等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、都教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免及び被災した児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の、必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し適切に実施する。

(2) 市税等の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

市は、道路、公園等の管理者として、当該公共施設を適切に管理する。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項を以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上で、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先の応急復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切り替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 都に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、都に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供及び技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理する下水道施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、応急の復旧のための措置を講ずる

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、公園等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を都に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項を以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、国が示す方針にしたがって都と連携して武力攻撃災害の復旧を実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があるときは、地域の実情等を勘案し、都と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に関して必要な事項を以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、都の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、都に対して損失の請求を行う。

第5編 大規模なテロ等（緊急対処事態）への対処

- 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処については、国民保護対策本部の設置や国民保護措置（住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等）などの武力攻撃事態への対処に準じて行う。
- 本編では、テロ等が突発的に起きることを考慮し、「初動対応力の強化」、「平時における警戒」、「大規模テロ等の発生時の対処」等に関して特に必要な事項を定める。

1 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

2 想定される事態類型

事態類型	事例
① 危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物質積載船への攻撃、ダム破壊
② 大規模集客施設等への攻撃	イベント施設・スポーツ施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破
③ 大量殺傷物質による攻撃	炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、水源地に対する毒素等の混入
④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

3 共通する特徴

- (1) 非国家組織等による攻撃である。
- (2) 突発的に事案が発生する。
- (3) 発生当初は事故との判別が困難である。
- (4) 不特定多数の住民等が日常利用している場所（列車、劇場等）で発生する可能性が高い。

4 市緊急対処事態対策本部設置指定前における事案発生への対処

突発的にテロ等が発生した場合、政府による事態認定及び市緊急対処事態対策本部（以下本編において「市緊急本部」という。）の設置指定が行われるまでは、市は、緊急に市民等の安全等を確保するため、市災害対策本部等を設置し、災害対策のしくみを活用して、必要に応じ、避難の指示、警戒区域の設定及び市緊急本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

第1章 初動対応力の強化

- テロ等の発生時、住民等の避難や救助等を迅速に行うため、市が管理する施設、大規模集客施設（イベント施設、スポーツ施設、大規模物販施設等）、ライフライン施設等の初動対応力の強化を図る。
- 平素及びテロ等の発生時、市、市管理の施設、大規模集客施設、ライフライン施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）、市を管轄する警察・自衛隊等関係機関（以下「警察・自衛隊等関係機関」という。）等が連携協力して対処する体制を構築する。

1 危機管理体制の強化

(1) 大規模集客施設等との連携

- ア 市は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対処を行うため、警察等の参画を得て、施設管理者等との連絡会議を設置するなど、緊急連絡体制の整備、各施設の危機管理の強化、テロ等の危機情報の共有等を図る。
- イ 市は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に対処し、政治・経済・社会活動に及ぼす影響を局限するため、市に所在する本社ビル・大規模集客施設・医療機関・養護施設・大学・専門学校等の概要を把握するとともに、必要に応じて緊急時連絡先の把握及び情報交換等を行う。

(2) 医療機関、大学及び研究機関等との連携

- ア 市は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に医療を提供するため、市に所在する医療機関等の専科・病床数等を、当該医療機関、市医師会等と連携して把握するとともに、人的・物的なネットワーク及び協力関係の構築に努める。
- イ 市は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に知的資源を活用するため、市に所在する大学・研究機関等の危機管理に関する人材・情報等を把握するとともに、協力関係の構築に努める。

(3) 市が管理する施設、大規模集客施設、ライフライン施設等の危機管理の強化

- 市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関等と協力し、施設管理者が行う危機管理体制の強化や訓練に関して指導・助言を行う。この際、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導等の初動対処を重視する。

2 対処マニュアルの整備

(1) テロ等の類型に応じた対処マニュアルの整備

- 市は、都が作成する各種対処マニュアル及び市の特性を踏まえ、各種対処マニュアルを整備する。

(2) 市が管理する施設、大規模集客施設、ライフライン施設等における対処マニュアルの整備促進

市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と協力し、施設管理者に対して市等が作成する各種対応マニュアル及び当該施設の特性を踏まえた対応マニュアルの整備を要請する。

3 発生現場における連携協力のための体制づくり

(1) 大規模集客施設等との連携

市は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対応を行うため、警察・消防・自衛隊等関係機関及び施設管理者の協力を得て、緊急連絡体制を整備する。

(2) 現地連絡調整所等の運営等に関する協議

市は、現地において活動する各機関が必要に応じて情報の共有や連携の確保を目的に設置する「現地連絡調整所等」の具体的な運営要領（参加機関、各機関の役割、資機材等）について、都、警察・消防・自衛隊等関係機関と協議する。

4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保

市は、市が管理する施設、大規模集客施設、繁華街等を往来する不特定多数の人々に警報や避難の指示等を速やかに伝達できるよう、警察・消防・自衛隊等関係機関のほか、放送事業者や電気通信事業者等への協力を依頼するなど、多様な情報伝達手段の確保に努める。

5 装備・資材の備蓄

市は、NBCテロ等の発生時に現地連絡調整所等の運営の任務に当たる職員等の安全を確保するために最低限必要な装備・資材等の備蓄又は調達に努める。

- (1) 個人装備品（防護衣、防護マスク、手袋、ブーツ等）
- (2) 現地連絡調整所等設置及び環境確認用（風位風速計、気温計・湿度計）
- (3) 緊急措置用（消毒液等）

6 訓練等の実施

市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、実践的な図上訓練・実動訓練、NBCに関する研修等を行う。

7 住民・昼間市民への啓発

- (1) 市は、テロ等の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の施設管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。
- (2) 市は、市外からの通勤者・観光客等に対しても、警察等関係機関、施設管理者等と

第5編 大規模なテロ等（緊急対処事態）への対処

第1章 初動対応力の強化

連携し、テロ等発生時における初動体制の普及啓発に努めるとともに、不審物等を発見した場合の施設管理者等に対する通報等について、周知に努める。

第2章 平時における警戒

市は、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努め、必要に応じて警戒対応を行う。

1 危機情報等の把握・活用

- (1) 市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努める。
- (2) 市は、テロ等の発生事例（特に首都や大都市）に関する情報についても可能な限り収集・分析し、初動対応力の強化や警戒対応に活用する。

2 危機情報等の共有

市は、市災害対策本部等を通じ、テロ等の兆候や危機情報を全庁的に共有する。

3 警戒対応

- (1) 市は、テロ等の兆候や危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合、直ちに市が管理する施設における警戒対応を強化するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等（必要に応じて市に所在する本社ビル等を含む。）に対して警戒対応の強化を要請する。
- (2) 市は、危機情報の緊急性に応じて都が整備する「警戒対応の基準」（統一した警戒レベル）に準拠し、市が管理する施設における同基準を整備する。

第3章 発生時の対処

- 市は、大規模テロ等が発生した場合、国による市緊急本部の設置指定の有無にかかわらず、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と緊密に連携協力し、住民等の避難、救援、災害対処等の初動対処に全力を挙げて取り組む。
- 国による事態認定や市緊急本部の設置指定が行われていない段階では、市災害対策本部等を設置し、災害対策の仕組みを活用して対処するなどにより緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

1 市緊急対処事態対策本部（市緊急本部）の設置指定が行われている場合

- (1) 市は、政府による緊急対処事態の認定及び市緊急本部の設置指示が行われている場合、市緊急本部を設置し、緊急対処保護措置を行う。
- (2) 市は、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を強化し緊急対処保護措置を迅速的確に行うため、必要に応じて市緊急対処事態現地対策本部等を設置する。
また、国の現地対策本部が設置され、現地対策本部長が緊急対処事態合同対策協議会を開催する場合には、市緊急本部として、当該協議会へ参加し、緊急対処保護措置に関する情報交換や相互協力を努める。

2 市緊急対処事態対策本部（市緊急本部）の設置指定が行われていない場合

- (1) 市は、災害対策の仕組みを活用して情報収集態勢を確立し、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関との連携協力の下、危機情報等を把握する。
- (2) 市は、多数の人を殺傷する行為等の事案発生を認知した場合、速やかに都及び警察・消防・自衛隊等関係機関（必要に応じて当該市に所在する本社ビル・大規模集客施設・医療機関等を含む。）に通報する。
- (3) 市は、市として迅速的確に対処するため、市災害対策本部（政府による事態認定前において、原因不明の緊急事態が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合）等を設置し、対策の検討、総合調整、必要に応じて避難の指示、警戒区域の設定及び市緊急本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

3 市災害対策本部等による対応

- (1) 危機情報の収集
市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関を通じて危機情報を収集する。
- (2) 現地連絡調整所等の設置等
市は、必要に応じて現地連絡調整所等を設置（あるいは、都又は各機関が現地連絡調整所等を設置している場合、職員を派遣）し、被害状況や各機関の活動状況を把握

するとともに、各機関が有する情報の共有、現地における活動のための調整等を行う。
なお、市が設置する場合は、概ね次の機関等に参加を要請する。

- ア 市を管轄する警察・自衛隊
- イ 保健所・医療機関等
- ウ 現地で活動している機関

(3) 応急措置

ア 被災者の救援

市は、都及び必要に応じて派遣される医療救護班等と連携し、現地において必要な支援を行う。この際、被害状況に応じ、現地に派遣される職員・医師等に防護衣、防護マスク、手袋、ブーツ等の個人の安全を確保する資機材の装着を指示する等、二次災害防止に努める。

イ 被災者等の搬送

市は、多数の被災者が発生した場合や医療救護活動に係る人員・機材等の搬送に車両が必要な場合、都等に対して搬送用車両の支援を求める。

ウ 避難の指示・誘導

① 市長は、災害の規模・程度等から住民等の避難が必要と判断した場合、又は知事から避難の指示を行うよう要請があった場合は、当該住民等（必要に応じて市に所在する本社ビル・大規模集客施設・医療機関等を含む。）に対して避難の指示を行う。

ただし、移動中に住民等に危害が及ぶ恐れがある場合については、一時的に屋内（地下施設、コンクリート建物等）に避難し、周囲の安全を確認した後、適当な避難場所へ移動するよう、適切に指示するものとする。

② 市は、避難経路・避難場所に速やかに職員を派遣し、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携の下、自治会・学校・事業所等を単位として住民等の避難誘導を行う。

この際、避難住民等を把握するとともに、所要の支援を行う。

③ 派遣する職員には、避難住民等から避難誘導への理解・協力が得られるよう、防災服・腕章・旗・夜間照明等を携行させる。

エ 警戒区域の設定・周知

① 市長は、災害の規模・程度等から警戒区域が必要と判断した場合、又は知事から警戒区域を設定するよう要請があった場合は、明瞭な道路・建物等を用いて警戒区域を設定する。

② 市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、住民等（必要に応じて当該市に所在する本社ビル・大規模集客施設・医療機関等を含む。）に対して警戒区域の周知を図る。

オ 警戒対応の継続・強化

市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると判断した場合は、市が管理する施設における警戒対応を継続するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等に対して警戒対応の更なる強化を促す。

4 市緊急対処事態対策本部（市緊急本部）への移行

- (1) 政府による事態認定及び市緊急本部の設置指定が行われた場合は、市は、直ちに新たな体制に移行し、市災害対策本部等を廃止する。
- (2) 緊急対処事態における警報
市長は、緊急対処事態においては、国の対策本部長が決定する通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、当該地域に関する機関等に対し警報を通知・伝達する。なお、警報に関するその他の事項は武力攻撃事態等に準じて行う。

第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処

市は、大規模テロ等の類型に応じ、特に次の事項に留意して対処する。

1 危険物質を有する施設への攻撃

(1) 攻撃による影響

可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生するとともに、建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障を来すおそれがある。

(2) 平素の備え

ア 危険物質を保有する施設との緊急連絡体制の整備

市は、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備する。

イ 施設管理者による危機管理体制の強化推進

市は、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資機材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急対処事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。

(3) 対処上の留意事項

市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合は、施設管理者に対して警察等と連携した施設の警備強化を促す。

2 大規模集客施設等への攻撃

(1) 攻撃による影響

爆発のみならず、当該施設が崩壊した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。

(2) 平素の備え

ア 大規模集客施設等との緊急連絡体制の整備

市は、連絡会議等により、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備する。

イ 施設管理者による危機管理体制の強化推進

市は、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資機材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急対処事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。

ウ 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

市は、市が管理する施設、大規模集客施設、繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

(3) 対処上の留意事項

ア 市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。

① 警察等と連携した施設の警備強化

第5編 大規模なテロ等（緊急処理事態）への対処

第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処

- ② 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
- ③ 警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

イ 市は、大規模集客施設等における避難誘導の状況を把握し、必要に応じて支援・助言等を行う。

3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）

(1) 攻撃による影響

ア ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べて小規模ではあるが、爆発と放射能による甚大な被害をもたらすおそれがある。

イ ダーティボムにより放射性物質が拡散した場合、爆発による被害のほか、放射線によって人体の正常な細胞機能が攪乱され（急性放射線障害）、やがてガン等を発症すること（晩発性放射線障害）がある。

ウ 住民等は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じるおそれがある。

(2) 平素の備え

ア 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

市は、市が管理する施設、大規模集客施設、繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

イ 人心不安への対策

ダーティボムによる災害が起きた場合、住民が過度に不安を抱くおそれがあるため、市は、事案発生時の各人の防護や被ばく線量、放射線による身体への影響等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(3) 対処上の留意事項

ア 初動対処

市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その域外において住民等の安全確保及びパニック防止のための措置を講じる。

イ 避難の指示

市は、住民等に対し、ダーティボムが使用された場所から直ちに隔離するとともに、風上にある地下施設やコンクリート建物等に一時的に避難するよう指示する。この際、住民等が過度に不安を抱かないよう、被ばく線量や放射線による身体への影響等に関する情報を速やかに提供する。

ウ 医療活動

市は、都、医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する被ばく医療活動の支援を実施する。この際、努めて関係機関の職員の立会いを求めるとともに、医師等の安全を確保するため防護衣・手袋・ブーツ等の装着を指示する。

エ 汚染への対処

① 市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、当該機関の情報に基づき汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手

袋・ブーツ等の装着を指示する。

- ② 市は、都及び自衛隊等関係機関が実施する避難退域時検査及び簡易除染及び汚水の処理等に協力する。

4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）

(1) 攻撃による影響

生物剤の散布を認知することは困難で、かつ潜伏期間があるため、二次感染を引き起こしやすく、多数の感染者が広範囲に発生するおそれがある。

(2) 平素の備え

ア 隣接市町との情報連絡体制の整備

生物剤による攻撃は、被害が極めて広範囲に及ぶおそれがあるため、市は、隣接市町との間で情報を共有するための連絡体制を整備する。

イ 普及啓発

市は、生物剤テロに使用される可能性の高い病原体や感染症の予防等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

ウ 市は、生物剤テロに使用される可能性が高いと考えられる物質について、盗難等に関する情報を入手したときは、関係機関に連絡し、必要な警戒体制を検討する。

(3) 対処上の留意事項

ア 初動対処

市は、都、自衛隊等関係機関と連携し、調査監視を実施する。

イ 医療活動

市は、都、医療機関等と連携し、安全な場所において感染者又はその疑いのある者に対する医療活動の支援を実施する。この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等の装着を指示する。

ウ 感染への対処

① 市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、当該情報に基づき感染のおそれのある区域・施設への立入制限、感染のおそれのある区域に所在する住民等の感染のおそれのない区域への避難誘導を適切に行う。

② 市は、感染症の被害拡大防止のため、都、医療機関等と連携して次の措置を講じる。この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等の装着を指示する。

- ・ 感染者又はその疑いのある者の搬送・移動制限
- ・ 感染範囲の把握
- ・ 消毒
- ・ ワクチン接種
- ・ 健康監視

5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）

(1) 攻撃による影響

- ア 屋内や交通機関内部等、閉鎖的な空間において発生した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。
- イ 一般的に、目・口・鼻・皮膚等に著しい症状を示す死傷者が発生するが、当初は、原因物質の特定が困難である。
- ウ 気体状の化学剤は、一般的に空気より重いため、地形・気象等の影響を受けながら、下をほうように広がる。

(2) 平素の備え

- ア 市は、市が管理する施設、大規模集客施設、繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。
- イ 市は、サリン等の化学剤テロに使用される可能性が高いと考えられる物質について、盗難等に関する情報を入手したときは、関係機関に連絡し、必要な警戒体制を検討する。

(3) 対処上の留意事項

ア 初動対処

市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、原因物質の特定に努める。

イ 避難の指示

市は、住民等に対し、化学剤が使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上であり、かつ外気からの気密性の高い屋内又は汚染のおそれのない区域に避難するよう指示する。

ウ 医療活動

市は、都、医療機関等と連携し、安全な場所において除染済みの傷病者に対する医療活動の支援を実施する。この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等の装着を指示する。

エ 汚染への対処

- ① 市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、当該情報に基づき、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等の装着を指示する。
- ② 市は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。

6 交通機関を破壊手段とした攻撃

(1) 攻撃による影響

- ア 航空機等によるテロの場合、破壊された施設の規模及びその周辺の状況によっては、多数の死傷者が発生するおそれがある。
- イ 爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会

活動等に支障を来すおそれがある。

(2) 平素の備え

市は、市が管理する施設、大規模集客施設、繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

(3) 対処上の留意事項

市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合は、施設管理者に対して次の措置を要請する。

ア 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持

イ 警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

資料編

資料 1	稲城市国民保護協議会委員名簿	113
資料 2	稲城市国民保護協議会条例	114
資料 3	稲城市国民保護対策本部及び稲城市緊急対処事態対策本部条例	115
資料 4	稲城市国民保護対策本部及び稲城市緊急対処事態対策本部条例施行 規程	116
資料 5	稲城市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	119
資料 6	動物の保護等に関する通知	122
資料 7	救援の程度及び方法の基準（内閣府）	124
資料 8	安否情報省令	127
資料 9	公用令書等の様式	135
資料 10	火災・災害等即報要領	137

資料 1 稲城市国民保護協議会委員名簿

	国民保護法の根拠	職名
1	会長（法第40条2項）	稲城市長
2	自衛隊に所属する者 （法第40条4項2号）	陸上自衛隊練馬駐屯地 第一後方支援連隊本部付隊長
3	都道府県の職員 （法第40条第4項3号）	警視庁多摩中央警察署長
4		東京都南多摩東部建設事務所長
5		東京都南多摩保健所長
6	副市長（法第40条第4項4号）	稲城市副市長
7	教育長・消防長 （法第40条第4項5号）	稲城市教育長
8		稲城市消防本部消防長
9	市町村の職員 （法第40条第4項6号）	稲城市消防団長
10		稲城市総務部長
11	指定公共機関又は指定地方 公共機関の役員又は職員 （法第40条第4項7号）	稲城市医師会理事
12		NTT 東日本東京事業部東京武蔵野支店長
13		東京電力パワーグリッド株式会社多摩総支社長
14		東京ガス株式会社多摩支店長
15		東日本旅客鉄道株式会社稲城長沼駅長
16		京王電鉄株式会社鉄道事業本部 安全推進部安全推進担当課長
17		京王電鉄バス株式会社安全技術部 安全推進・サービス向上担当課長
18		小田急バス株式会社町田営業所長
19		国民保護のための措置に関し 知識又は経験を有する者 （法第40条第4項8号）
20	多摩稲城交通安全協会稲城第二支部長	
21	多摩稲城防犯協会	
22	稲城市自治会連合会代表	
23	稲城市女性防火クラブ会長	
24	稲城市赤十字奉仕団委員長	
25	稲城市社会福祉協議会会長	

資料 2 稲城市国民保護協議会条例

平成18年3月31日
条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、稲城市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 協議会の委員の定数は、25人以内とする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第5条 第2条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年稲城市条例第149号）の一部を次のように改正する。

別表3の項中

「

防災会議	委 員	日 額	8,800
------	-----	-----	-------

を

」

「

防災会議	委 員	日 額	8,800
国民保護協議会	委 員	日 額	8,800

に改める。

」

資料 3 稲城市国民保護対策本部及び稲城市緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月31日

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、稲城市国民保護対策本部（以下「保護対策本部」という。）及び稲城市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 保護対策本部に国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）、国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）のほか、必要な職員を置く。

(職務)

第3条 本部長は、保護対策本部の事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

3 本部員その他の職員は、本部長の命を受け、保護対策本部の事務に従事する。

(会議)

第4条 本部長は、保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、保護対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により、国の職員その他稲城市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を統括する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、稲城市緊急対処事態対策本部について準用する。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

資料 4 稲城市国民保護対策本部及び稲城市緊急対処事態対策本部条例施行規程

〔平成18年10月31日〕
稲城市国民保護対策本部内規

改正 平成30年8月1日規則第5条

規則第6条

(趣旨)

第1条 この規程は、稲城市国民保護対策本部及び稲城市緊急対処事態対策本部条例（平成18年稲城市条例第4号。以下「条例」という。）第6条及び条例第7条において準用する条例第6条の規定に基づき、稲城市国民保護対策本部（以下「保護対策本部」という。）及び稲城市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定める。

(本部長室の設置及び所掌事務)

第2条 保護対策本部に本部長室を置き、本部長室は次の事項について保護対策本部の基本方針を審議策定する。

- (1) 国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）全体にわたる市の方針に関すること。
- (2) 重要な武力攻撃災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 避難の指示及び緊急通報の発令に関すること。
- (4) 救援の実施に関すること。
- (5) 公用令書の交付を伴う特定物資の収用等及び応急公用負担に関すること。
- (6) 国民保護現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）の設置に関すること。
- (7) 自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること。
- (8) 国、都、公共機関等に対する応援の要請等に関すること。
- (9) 国民保護措置に要する経費の処理方法に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、重要な国民保護措置に関すること。

(本部長室の構成)

第3条 本部長室は、次の者をもって構成する。

- (1) 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）

(副本部長)

第4条 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

2 副本部長は、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 前項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副市長及び教育長の順序による。

(本部員)

第5条 本部員は部長及びこれに相当する職にある者並びに本部長が指定する課長で構成する。

2 前項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めたときは、市の職員のうちから本部員を指名することができる。

3 本部員に事故があるときは、あらかじめ本部員が指名する者がその職務を代理する。

(本部連絡員)

第6条 本部長室及び部並びに部相互間の連絡調整を図るため、本部長室に本部連絡員を置く。

2 本部連絡員は、各部に属すべき保護対策本部の職員及び当該部等の庶務担当課長、消防本部防災課防災係職員及び部等に属すべき保護対策本部の職員のうちから当該部長等が指名する者をもって充てる。

(本部派遣員)

第7条 本部長は、必要があると認めるときは、次に掲げる機関（以下「指定地方行政機関等」という。）の長、代表者若しくは管理者又はその指定する者に対し、当該指定地方行政機関等の職員が本部長室の事務に協力することを求めることができる。

- (1) 警察署及びその他東京都の機関
- (2) 指定地方行政機関
- (3) 陸上自衛隊
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

2 本部長は、本部派遣員（前項の規定により本部長室の事務に協力する職員をいう。）に対し、資料又は情報の提供及び意見を述べること等の必要な協力を求めることができる。

(部等の名称等)

第8条 部等の名称、部長等に充てる職及び分掌事務は、別表のとおりとする。

2 部等の編成については、本部長が別に定める。

3 部等に属すべき保護対策本部の職員は、当該部等に対応する通常の行政組織における機関に所属する職員のうちから部長等が指名する。

4 前2項に掲げるもののほか、部等の編成に関して必要な事項は、部長等が定める。

(国民保護現地対策本部)

第9条 現地対策本部の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 武力攻撃災害及び復旧状況の情報分析に関すること。
- (2) 東京都及び関係機関等との連絡調整に関すること。
- (3) 現地職員の役割分担及び調整に関すること。
- (4) 自衛隊の部隊等の派遣要請についての意見具申に関すること。
- (5) 本部長の指示による国民保護措置の推進に関すること。
- (6) 各種相談業務の実施に関すること。
- (7) その他緊急を要する国民保護措置の実施に関すること。

2 現地対策本部は、武力攻撃災害現地又は市の庁舎等に設置する。

3 国民保護現地対策本部長は、副市長をもって充てる。

4 現地対策本部に国民保護現地対策副本部長を置き、本部長が指名する保護対策本部の職員をもって充てる。

5 国民保護現地対策本部員は、本部長が指名する者をもって充てる。

6 現地対策本部に国民保護現地対策本部派遣員を置き、指定地方行政機関等の長、代表者若しくは管理者又はその指定する者が指名した指定地方行政機関等の職員をもって充てる。

(現地連絡調整所)

第10条 本部長は、武力攻撃災害が発生した場所等における関係機関の連携確保のため必要があると認めるときは、現地連絡調整所を設置することができる。

(本部連絡員調整会議)

資料編

第11条 総務部長は、必要があると認めるときは、本部連絡員調整会議を招集することができる。

(職務権限)

第12条 保護本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき保護本部の事務を処理する。

(雑則)

第13条 第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、本部長が定める。

(緊急対処事態対策本部)

第14条 第2条から前条までの規定及び別表は、稲城市緊急対処事態対策本部について準用する。

付 則

(施行期日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日) (平成18年12月21日内規)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)付則の規定により収入役が在籍する場合においては、この規程による改正前の稲城市国民保護対策本部及び稲城市緊急対処事態対策本部条例施行規程第4条第1項及び第3項に規定する収入役に関する部分は、なおその効力を有する。

資料 5 稲城市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

平成18年10月31日

市長 決 裁

改正 平成30年8月1日

目次

- 第1章 総則
- 第2章 特殊標章等の交付等
- 第3章 保管及び返納
- 第4章 雑則
- 付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、稲城市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(特殊標章等)

第2条 この要綱において、「特殊標章」とは、別紙のとおりとする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

(交付の対象者)

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める者に特殊標章等を交付するものとする。

- (1) 市の職員（消防本部職員を除く。）で国民保護措置に係る業務を行なう者
- (2) 消防団員
- (3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者

2 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に係る職務等を行う者として次に定める者に特殊標章等を交付するものとする。

- (1) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (2) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者

第2章 特殊標章等の交付等

(腕章等の交付)

第4条 市長は、前条第1項第1号に掲げる者のうち、国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認める者及び同項第2号に掲げる者を、平時における特殊標章等の交付対象者として、特殊標章等の交付台帳（様式第1号。以下「交付台帳」という。）に登載し、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）並びに同条

第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、武力攻撃事態等において、前条第1項第1号に掲げる者（前項に掲げる者を除く。）並びに同項第3号及び第4号に掲げる者から特殊標章等の交付申請があり、適当と認めるときは、交付台帳に登載し、腕章等及び身分証明書を交付するものとする。
- 3 市長は、武力攻撃事態等において、前条第2項各号に掲げる者から特殊標章等の交付申請があり、適当と認めるときは、交付台帳に登載し、腕章等及び身分証明書を交付するものとする。

（旗及び車両章の交付）

第5条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等及び身分証明書を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置にかかる職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）を交付するものとする。

（周知）

第6条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、交付時又はその他の機会に、特殊標章等の意義、その使用、管理等について周知を図るものとする。

（身分証明書の携帯）

第7条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務若しくは協力を行う場合若しくは訓練又は啓発活動を行う場合は、身分証明書を携帯するものとする。

（譲渡及び濫用等の禁止）

第8条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う場合若しくは訓練又は啓発のために使用する場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。
- 3 旗等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

（訓練における使用）

第9条 市長は、国民保護措置についての訓練を実施する場合は、第3条第1号、第3号及び第4号に掲げる者（第4条第1項の規定により腕章等の交付を受けた者は除く。）に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づき腕章等を貸与する場合は、必要に応じ、場所ごとに旗等を併せて貸与することができるものとする。

（特殊標章の特例交付）

第10条 第4条第2項及び第3項の規定にかかわらず市長等は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待つ時間的余裕がないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

- 2 前項の場合において、市長は、特殊標章を交付した者に返納を求めることができる。

（特殊標章等の再交付）

第11条 特殊標章等の交付を受けた者が、特殊標章等を紛失若しくは使用に耐えない程度に汚損又は破損した場合には、特殊標章等再交付申請書（様式第2号）を、速やかに市長等に提出し、再交付を受けるものとする。

- 2 前項の規定により再交付を受ける場合は、汚損又は破損した特殊標章等を返納するも

のとする。

(身分証明書の有効期間)

第12条 第4条第1項の規定により交付した身分証明書の有効期間は、交付を受けた者が第3条第1号又は第2号に規定する条件に該当しなくなったときまでとする。

第3章 保管及び返納

(保管)

第13条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を使用する場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第14条 特殊標章等の交付を受けた者は、その身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第4章 雑則

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式については、「赤十字標章及び特殊標章等にかかる事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

(事務の所管)

第16条 稲城市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、稲城市消防本部防災課防災係が行うものとする。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

資料 6 動物の保護等に関する通知

動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方
(平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡)

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・ 地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第16条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・ 地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・ 地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

3 緊急対処事態における動物の保護等

緊急対処事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

資料 7 救援の程度及び方法の基準（内閣府）

平成 27 年 4 月 1 日現在

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	備 考
避難所の設置			
避難所（長期避難住宅を除く。）	1 避難住民 2 武力攻撃災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	（基本額） 避難所維持・管理等等 1人 1日当たり 320円以内 （加算額） 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
長期避難住宅	1 避難住民 2 武力攻撃災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 （収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合）	1 設置費 （1）規格 1戸あたり平均 29.7㎡（9坪）を基準とする。 （2）限度額 1戸あたり 2,621,000円以内 2 維持・管理等費 （基本額） 1人 1日当たり 320円以内 （加算額） 冬期 別に定める額を加算 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる（規模、費用は別に定めるところによる。）。	1 平均1戸あたり29.7㎡、 2,621,000円以内であればよい。 2 維持・管理等費の費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、借上費又は購入費並びに光熱水料を含む。 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉避難住宅」を設置できる。 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
応急仮設住宅の供与	武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸あたり平均29.7㎡（9坪）を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,621,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる（規模、費用は別に定めるところによる。）。	1 平均1戸あたり29.7㎡、 2,621,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所（長期避難住宅を含む。）に収容された者 2 武力攻撃災害により住家に被害を受けて、炊事できない者 3 避難の指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者	1人1日当たり 1,080円以内	
飲料水の供給	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、現に飲料水を得	当該地域における通常の実費	輸送費、人件費は別途計上

	ることができない者								
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は生活必需品の給与等を行う日をもって決定する。	避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は再び実施することができる。						
		2 下記金額の範囲内	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		夏季	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700	
		冬季	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000	
医 療	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術所 協定料金の額以内	患者等の移送費は、別途計上						
助 産	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、助産の途を失った者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	妊婦等の移送費は、別途計上						
被災者の捜索及び救出	1 武力攻撃災害により現に生命、身体が危険な状態にある者 2 武力攻撃災害により生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費		輸送費、人件費は、別途計上					
埋葬及び火葬	武力攻撃災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬及び火葬を実施する者に現物をもって実施	1体当たり 大人 208,700円以内 小人 167,000円以内							
電話その他の通信設備の提供	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者	当該地域における通常の実費		電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を避難所に設置し、避難住民等に利用させることにより行う。					
武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	1 武力攻撃災害により住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 武力攻撃災害により、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当り 567,000円以内							
学用品の給与	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学生生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,200円 中学生生徒 4,500円		避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は再び実施することができる。					

資料編

		高等学校等生徒4,900円	
死体の捜索	武力攻撃災害により行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,400円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 検索 救護班以外は慣行料金	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自らの資力では除去することのできない者	1世帯当たり 134,300円以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 飲料水の供給 2 医療の提供及び助産 3 被災者の捜索及び救出 4 死体の捜索及び処理 5 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	

※ この基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準を定める。また、当該場合には、救援を実施する都道府県知事は、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができることとなっている。

※ 救援の期間は、救援の指示があった日（救援の指示を待たないで救援を行った場合にあつては、その救援を開始した日）から内閣総理大臣が定める日までとされている。

資料 8 安否情報省令

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令

(平成17年総務省令第44号、最終改正：平成27年9月16日総務省令第76号)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十五条第二項及び第二十六条第四項（これらの規定を同令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

(安否情報の収集方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第二十五条第二項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法）第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第三条 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第四号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを

提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第四条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第五条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第九十五条第一項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第九十四条第二項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三十一日総務省令第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一六日総務省令第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この条において「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下この条において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カード（次項において「住民基本台帳カード」という。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（次項において「個人番号カード」という。）とみなして、第五条及び第六条の規定による改正後の住民基本台帳法施行規則の規定を適用する。

- 2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。
- 一 第三条の規定による改正後の住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第二条第三項第一号、第五条第一号、第九条第二号及び第十一条第一号イ
 - 二 第九条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（次条において「新公的個人認証法施行規則」という。）第五条第一項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）及び第二項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第四十一条第一項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）及び第二項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第七十五条第二項第一号及び第三項第一号並びに第七十六条第二項第一号及び第三項第一号
 - 三 第十一条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第三条第二項
 - 四 第十一条の規定による改正後の統計法施行規則（以下この号において「新統計法施行規則」という。）第十一条第二項第一号（新統計法施行規則第十六条において準用する場合を含む。）
 - 五 第十二条の規定による改正後の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（以下この号において「新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則」という。）第五条第一項第一号イ（新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則第十一条第六項、第十二条第一項及び第二項、第十三条第三項、第十四条第三項並びに第二十四条において準用する場合を含む。）

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○を囲んでください。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※ 備 考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により、形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第4号（第3条関係）

安否情報照会書

		年 月 日
総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		申請者 住所(居所) _____ 氏名 _____
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※の欄には記入しないで下さい。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否か		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

資料 9 公用令書等の様式

①別記様式第一

収用第	号	公 用 令 書			
		氏 名			
		住 所			
				第 8 1 条第 2 項 第 8 1 条第 4 項 第 1 8 3 条にお 第 1 8 3 条にお	
		武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律			
		いて準用する第 8 1 条第 2 項		の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。	
		いて準用する第 8 1 条第 4 項			
(理由)					
		年	月	日	
処分権者 氏 名					印
収用すべき 物資の種類	数 量	所在場所	引 渡 年 月	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

②別記様式第二

保管第	号	公 用 令 書			
		氏 名			
		住 所			
				第 8 1 条第 3 項 第 8 1 条第 4 項 第 1 8 3 条にお 第 1 8 3 条にお	
		武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律			
		いて準用する第 8 1 条第 3 項		の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。	
		いて準用する第 8 1 条第 4 項			
(理由)					
		年	月	日	
処分権者 氏 名					印
保管すべき物質の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考	

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

③別記様式第三

使用第 号

公 用 令 書


氏 名
住 所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 8 2 条
第 1 8 3 条

いて準用する第 8 2 条の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。

(理由)

年 月 日

処分権者 氏 名 

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡年月	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

④別記様式第四

取消第 号

公 用 令 書

氏 名
住 所


武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 8 1 条第 2 項
第 8 1 条第 3 項
第 8 1 条第 4 項
第 8 2 条
第 1 8 3 条にお
第 1 8 3 条にお
第 1 8 3 条にお
第 1 8 3 条にお

いて準用する第 8 1 条第 2 項
いて準用する第 8 1 条第 3 項
いて準用する第 8 1 条第 4 項
いて準用する第 8 2 条
の規定に基づく、公用令書 (年 月 日第 号)

に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施
行令 第 1 6 条
第 5 2 条において準用する第 1 6 条の規定により、これを交付する。

(取り消した処分の内容)

年 月 日

処分権者 氏 名 

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

資料 10 火災・災害等即報要領

火災・災害等即報要領

〔昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官〕

改正 平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、
平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成
12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災
第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20
年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月消防応第 166 号、平成 24 年
5 月 31 日消防応第 111 号、平成 29 年 2 月 7 日消防応第 11 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災

等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等
(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの

石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
- (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
- エ 原子力災害等
 - (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
 - (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
 - (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
 - (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
- オ その他特定の事故
 - 可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
- カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
 - (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
 - (3) 要救助者が5人以上の救助事故
 - (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
 - (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
 - (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
 - (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
 - (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）
- (例示)
- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
 - ・ バスの転落による救急・救助事故

- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

資料編

- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。)の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

資料編

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・用途			事業者名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造		建築面積		㎡	
	階層		延べ面積		㎡	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼棟 ぼや棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積	㎡
					建物焼損表面積	㎡
					林野焼損面積	ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台		人	
	消防団		台		人	
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機		人	
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

資料編

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
		報告者名	
消防庁受信者氏名			

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分			
消防覚知方法	気象状況					
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 R I 等 7 その他 ()		物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()					
施設の概要	危険物施設 区 分					
事故の概要						
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)			
			重症 人 (人)			
			中等症 人 (人)			
			軽症 人 (人)			
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出 場 機 関	出 場 人 員	出 場 資 機 材	
			事 業 所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				そ の 他	人	
			消防本部 (署)		台 人	
			消 防 団		台 人	
			消防防災ヘリコプター		機 人	
			海 上 保 安 庁		人	
			自 衛 隊		人	
		そ の 他		人		
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
不審物（爆発物）の有無
立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対処事態における災害
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)		
不明	人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員	人	
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

（災害概況速報）

消防庁受信者氏名 _____ 災害名 _____（第 _____ 報）	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村 （消防本部名）	
	報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟		
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟		
		一部破損	棟	未分類	棟							
	119番通報の件数											
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)						
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)										
	自衛隊派遣要請の状況											
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式(その1) 別紙

都道府県名 ()

(避難勧告等の発令状況)

市町村名	避難指示 (緊急)		発令日時	避難勧告		発令日時	避難準備・高齢者等避難開始		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

(3) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

稲城市国民保護計画

発行年月 平成19年3月（平成31年3月変更）

発行 稲城市

編集 稲城市消防本部防災課

〒206-8601 東京都稲城市東長沼 2111

TEL 042-378-2111（代表）